

資料 1

令和7年度 嘉麻市人権教育・啓発実施計画 実績他

嘉麻市 人権・同和対策課

< 目 次 >

●1.行政全体としての取組

1-1 人権感覚を高める・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

1-2 相談業務に関する体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

1-3 住民への情報提供など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

●2.分野別人権施策の推進

1 部落問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13

2 女性の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15

3 子どもの人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17

4 高齢者の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20

5 障がいのある人の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22

6 アイヌの人々の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 25

7 外国人の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 25

8 HIV感染者・新型コロナウイルス感染者等の人権問題・・・・・・ P 26

9 ハンセン病患者・回復者およびその家族等の人権問題・・・・・・ P 27

10 犯罪被害者とその家族の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・ P 27

11 刑期を終えて出所した人の人権問題・・・・・・・・・・・・ P 27

12 インターネット上の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・ P 27

13 性的少数者の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 28

14 ホームレスの人の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 28

15 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題・・・・・・ P 28

16 災害発生時の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 28

1. 行政全体としての取組（1-1 人権感覚を高める）

1-1 人権感覚を高める

I 地域・職域など様々な形で行われる研修会などにおいて、人権の視点に立って実施するとともに、参加を促す効果的な環境づくりに努める。

II 人権の視点に立った行政施策を推進するにあたり、まずは行政職員としての人権感覚を自ら学び考え行動し高めていくため、積極的に人権に関する研修会などに参加する。

No.	課（局）名	事業概要		
		令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・福岡県男女共同参画センターなどの研修機関主催の研修に参加させるなど、幅広い人権の視点が持てる職員を育成する。 ・年間を通して、全職員対象にあらゆる人権問題に関する研修を実施し、人権意識の形成に努める。	・福岡県男女共同参画センターが主催するDVやハラスメント等の基礎知識の研修に参加させるなど、人権意識の醸成に取り組んだ。	・人権に関する知識の向上が図られたが、理解を実際の行動につなげる取組が課題であり、今後は実践的な研修の充実を図る必要がある。
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・職員対象の人権研修に積極的に参加し、行政職員に求められる人権意識の高揚を図る。 ・研修会開催時には朝礼等で参加を呼びかける。	・年度内に実施される人権研修のいずれかに参加するよう、課内職員全員に促すことで、人権研修へ課内職員全員が参加した。	・研修参加により、職員の人権意識が高揚した。 ・人権研修が行われる際は、参加を促していく。 ・研修参加職員の公務は、他の職員が手助けする。
3	デジタル戦略課	・人事秘書課が主催する人権研修に全員参加し、人権意識の高揚を図る。	・所属職員全員が人権研修に参加した。	・研修に参加し、人権感覚を高めることができた。今後も引き続き研修会に参加し、人権意識の啓発を行っていく。
4	防災対策課	・市が主催する研修会等に、会計年度職員を含む全職員が1回以上参加し、人権意識の高揚を図る。	・全職員、1回以上研修会に参加した。	・自分が学びたい研修会に参加することで、人権意識の高揚を図ることができた。今後も様々な研修会に参加し、広く人権意識の高揚を図りたい。
5	財政課	・人権意識の高揚を図るため、人権研修会に年1回必ず参加する。	・所属職員全員が人権研修会に参加した。	・今後も継続して人権研修会へ参加し、さらなる人権意識の高揚に努める。
6	男女共同参画推進課	・市民向け男女共同参画の啓発活動については、人権の視点に立って実施する。 ・研修会に参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。	・福岡県ジェンダー平等フォーラム2025の映像視聴会を実施した（11月）。 ・課内全職員が研修会に参加した。	・今後も継続して実施する。
7	管財課	・自主的な研修参加を促し職員全員をより時代に即した人権感覚形成を行う。	・全職員が積極的に研修に参加した。	・職員全員人権意識の高揚が図れた。今後も積極的な研修会参加を継続して推進する。
8	総合政策課	・市開催の研修会に積極的に参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。 ・課内での人権に係るOJTの推進	・市主催の人権研修会へ参加するとともに、課内において日常業務を通じたOJTを実施し、人権に関する理解の向上に努めた。	・研修参加やOJTを通じて、人権に配慮した対応意識の醸成が図られた。一方で、研修内容を実務により効果的に活かすため、共有や振り返りの機会を充実させることが課題である。
9	交通政策課	・市開催の研修会に積極的に参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。	・所属職員全員各々が研修会に積極的に参加した。	・研修会に参加することで、人権に対する知識を深めることができた。今後も研修会に参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。
10	税務課	・全職員を対象とし、年1回以上の人権研修会への参加、または参加職員からの研修内容の伝達を受ける。	・全職員が研修会に参加することができた。	・人権に対する知識を深めることができ、人権感覚を養うことができた。今後も研修会への全員参加を目指す

1. 行政全体としての取組（1-1 人権感覚を高める）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
1 1	市民課	・地域で行う出前講座などを実施する際に、人権の視点に立った内容となるよう取り組む。 ・職員対象の研修会に職員全員が参加し、行政職員に求められる人権意識を身に付ける。	・出前講座など実施する際には、人権を尊重する視点を重視し、参加者の理解を深めるために、偏りのない表現や配慮を心がけて講座内容を構成した。 ・全職員が研修会に参加し、人権意識の醸成を図った。	・研修会に参加することにより、主体的な気づきが促進され、人権意識の向上が見られた。
1 2	環境課	・市の研修会に参加し、人権について正しい知識・理解を深める。	・職員全員が研修に参加することができた。	・人権に対する知識・理解を深めることができた。今後も引き続き継続して行う。
1 3	健康課	・課内の職員(会計年度職員含む) 自らの人権意識を高めるため、人権に関する研修には積極的に参加し、意識の向上に努める。	・課内の職員（会計年度職員含む）自らが人権意識を高めるため、最低1回は研修会に積極的に参加した。	・市民とかかわりを持つ際に、研修会で学んだことを念頭に、人権の視点に立つことを忘れずに対応した。
1 4	子育て支援課	・人権尊重の視点に立った職務を遂行できるよう研修会等に積極的に参加する。	・人権に対する意識や視点をもつために、課内全職員が年1回以上、人権研修会に参加した。	・研修会で学んだことを生かして、人権尊重の視点にたった相談対応等を心がけた。
1 5	高齢者介護課	・認知症に対する偏見を減らし、認知症の方も住み慣れた地域で役割を持って生活できるように、認知症に関する知識の普及・啓発を行う。（一般住民や小学生・中学生を対象に認知症サポーター養成講座を実施する） また、年1回以上、職員は、人権の研修会の参加、または参加職員からの研修内容の伝達を受ける。	・認知症サポーター養成講座 20回 延べ245人 ・嘉麻市内認知症サポーター総数 3,548人 ・人権研修については、職員は年1回以上参加し人権に関する再確認・知識の向上を図った。	・令和7年度は、碓井地区小学区での認知症サポーター養成講座を実施した。将来的には嘉麻市内の全小学校で実施し継続することで、認知症や高齢者の特性等に対する理解を増やし、新しい認知症観を普及啓発する。 ・庁内職員についても同様に取り組み、認知症等に関する知識の習得を図った。
1 6	社会福祉課	・人権についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ち職務を遂行できるよう、人権に関する研修等に積極的に参加し人権意識の高揚を図る。	・職員全員が人権に関する研修に積極的に参加し、人権意識を高めることができた。	・今後も積極的に研修に参加し、人権についての正しい理解と認識を深め、行政職員として人権の視点に立ち、職務の遂行に努める。
1 7	こども育成課	・人権尊重の視点に立った職務を行うため、職員の各種研修会への積極的な参加を促す。	・人事秘書課が実施する職員対象の人権研修をはじめ、全国人権保育研究集会等に保育士が参加するなど、全職員が1回以上研修を受講した。	・各種研修を通じて自己研鑽に努めるとともに、人権についての理解を深め、人権意識の高揚を図った。引き続き、研修に参加しやすい体制づくりに努める。
1 8	生活支援課	・人権意識の向上を図るため、人事秘書課、人権・同和対策課等が開催する研修会等への職員の積極的な参加を促す。	・年間の研修計画を課内供覧し、開催される各研修会に、職員は積極的に参加した。	・突発的な業務対応等で、参加できない職員もいたが、振替対応ができるよう計画し、引き続き、全職員がいずれかの研修に参加できるよう努めたい。
1 9	農林振興課・農業委員会事務局	・職員人権・部落問題研修会への積極的な参加を促し、全職員の研修参加を目指す。	・市主催の人権・部落問題研修に積極的に参加し、意識の向上に努めた。	・今後も継続して積極的な参加を推進し、職員及び農林業関係者の人権意識のさらなる向上を図る。
2 0	産業振興課	・産業振興課職員全てが積極的にかつ業務に支障がなく研修会を受講できるよう、スケジュールを共有し、フォロー体制の充実を図る。	・産業振興課内でシステムや朝礼でスケジュールを共有し、業務に支障をきたすことなく、研修を受けれるようフォロー体制を整理した。	・研修当日、会議や打ち合わせが重なった職員がいたものの、課内で調整し研修に参加できた。

1. 行政全体としての取組（1-1 人権感覚を高める）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
2 1	住宅課	・職員自らの人権意識を高めるため、各職員が人権に関する研修に積極的に参加し、意識の向上に努める。	・研修日と業務が重なり、一部の職員が研修に参加できなかった。	・確実に参加できる環境づくりとして、職員間の業務スケジュールの調整を行うことが必要。
2 2	土木課	・人権意識のさらなる向上を図るため、人権研修への積極的な参加に取り組んでいます。	・課の職員全員が研修予定表により参加を計画し、大半の職員は参加しているが、一部の職員が研修日と突発的な業務が重なったため参加ができなかった。	・研修会参加により人権意識を高めることができた。 ・課の職員全員の研修会への積極的な参加を推進するために、業務の調整を図ることを促す。
2 3	会計課	・職員人権・部落問題研修会へ積極的に参加し、知識を深めるとともに、人権意識の高揚を図る。	・所属職員全員が、開催されるいずれかの研修会に参加した。	・職員一人ひとりが人権に関する正しい理解と豊かな人権感覚を身に付けることができた。
2 4	水道局	・人権意識の向上を図るため、各種研修会への全員参加に取り組む。	・全職員が人権研修に参加した。	・人権について意識を高めることができた。今後も全職員の参加を目標とし、人権感覚を自ら学び考え行動し高めていくよう努める。
2 5	教育総務課	・各種研修会に積極的に参加する。	・所属職員全員が最低1回は市主催の研修会に参加することができた。	・研修会に参加したことで、人権意識の高揚が図られた。引き続き積極的に研修会への参加に努める。
2 6	学校教育課	・行政職員として自らも研鑽し学ぶため研修会に自主的に参加する。	・人事秘書課主催の職員人権・部落問題研修会に全職員参加することができた。 人権問題に関する教職員研修会の実施、参加 年間 1回 部落解放、人権確立全九州研究集会参加 1回	・今後も研修会に全職員の参加を目標とし、人権意識の高揚に努める。 ・オンライン方式で教職員研修会を実施することができた。 ・各学校の状況に応じて研修を実施することができた。
2 7	教育施設課	・研修会に積極的に参加し、人権意識の高揚を図る。	・課内全職員が研修会に参加し、人権に関する最新の知識や課題についての共通認識を形成した。	・理解が深まり、規範意識の向上が図られた。 ・研修で得た意識を継続・定着させる必要がある。
2 8	生涯学習課	・社会情勢や地域の実情の把握に努め、人権研修が、自主的・主体的な研修となるよう働きかける。 ・市のみならず、県や関係機関等開催の研修会について、職員の参加促進を行う。	・課内全職員が職員人権・部落問題研修会に参加した。また、県や関係機関等などにより開催される人権研修会等にも積極的に参加し、人権問題意識の高揚を図った。	・人権研修を通じて、人権感覚を高め、自主的・主体的な研修となるよう働きかける。 ・市のみならず、県や関係機関等開催の人権研修会について、職員の参加促進を行う。
2 9	スポーツ推進課	・職員の人権意識の高揚を図るため、人権研修会に積極的に参加する。	・課内全職員が人権研修会に参加し、人権意識の高揚に努めた。	・人権研修会に継続して参加することにより、さらなる人権意識の高揚を図る。
3 0	議会事務局	・人権意識の高揚のため人権研修に積極的に参加する。	・全職員が人権研修に参加した。	・全職員が人権研修に参加し、人権に関する意識を高めることができた。今後も積極的に継続して人権研修に参加し、人権意識の高揚に努める。

1. 行政全体としての取組（1-1 人権感覚を高める）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
3 1	監査委員事務局	・課内全職員が、人権に関する研修会などに積極的に参加し、行政職員に求められる人権意識の高揚を図る。	・課内全職員が積極的に研修等を受講した。	・研修会に参加し、日々自己の意識や行動を振り返ることで人権意識の高揚を図った。今後も継続して行っていく。
3 2	総合支所 （碓井・山田・嘉穂）	・嘉麻市人権・同和教育研究協議会や、市主催の研修会・講演会等に参加することにより、人権意識の高揚を図る。	・積極的に研修会等に参加することにより達成できた。	・市のみならず、県や関係機関等開催の研修会について、職員の参加促進を行い人権意識の高揚を図る。
3 3	人権・同和对策課	・市民の人権感覚を高めていくために誰もが参加しやすい講演会の開催や各種媒体を活用して啓発活動を行っていく。 ・職員自身の人権感覚を向上させるため、福岡県をはじめとする関係団体が実施する研修会等に積極的に参加し自己研鑽に努める。	・人権のつどいでは、部落差別について伊万里市教育委員会生涯学習課の「田中良彦」さん及び「伴康之」さん、在日外国人をテーマにパフォーマーの「ちゃんへん. 」さんを講師に迎えて講演会を実施した。 ・職員対象の研修はもとより、県や関係団体主催の研修会に積極的に参加し自己研鑽に取り組んだ。	・人権のつどいの参加者を増加させるために、内容や周知方法等について工夫を行った。 ・全庁的な職員の人権意識高揚を図るため、他課所属職員へ様々な人権研修への参加を促した。 ・引き続き、講演会や研修内容等の工夫に取り組むとともに職員に向けて研修等への参加を働きかけていく。

1. 行政全体としての取組 （1-2 相談業務に関する体制づくり）

1-2 相談業務に関する体制づくり

I 庁内各部署の窓口業務などでの対応はもちろん、人権に関する相談が含まれるような場合においても、まず相談者に傾聴する姿勢を示し、問題解決の糸口を見出すために、他の適切な相談窓口へつなぐこと。また、各々の部署において国、県の機関と連携し、常に相談業務に対応出来る体制の構築や人権問題の解決に向けた体制の充実を図る。

II 各部署における相談窓口またはその開設など、住民にわかりやすく情報提供することに努める。

No.	課（局）名	事業概要		
		令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・日頃より相手の立場、人権の視点に立って対応できるように人権研修を実施する。	・各種人権課題に適切に対応できるよう、多様な人権テーマに関する研修を実施した。	・今後も多様な人権課題に関する研修を継続し、幅広い相談に対応できる職員の育成を図る。
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・市民の悩み事や心配などに対応するために、相談窓口を設け関係機関等と連携し市民の皆さんが安心して暮らせるよう体制の整備を図っていく。	・市民相談窓口で相談を受け、また福岡県弁護士会等関係機関と連携した窓口を案内することで、市民の抱える問題解決を手助けした。	・福岡県弁護士会の無料法律相談事業は年間245人の利用実績があった。社会問題はより複雑化しているため、市民相談窓口の体制は引き続き整備していく。
3	デジタル戦略課	・電話対応及び窓口対応等において、まず傾聴し、相手の立場や人権の視点に立ち、市民に寄り添った対応ができるよう務める。	・電話対応及び窓口対応について、相手の立場や人権の視点に立ち、市民に寄り添った対応ができた。	・傾聴の意識を持って対応に当たっている。市民に寄り添った対応を継続して行っていく。
4	防災対策課	・窓口相談や避難所運営の際は、相手の立場、人権の視点に立って対応する。 ・問題が発生した際は担当部署と情報を共有し連携して、問題解決に努める。	・窓口相談や避難所運営の際は、職員それぞれが培った知識や経験を生かし、また、職員間で連携を図ることで、相手の立場や人権の視点に立った対応を行った。	・今後も職員それぞれが意識の高揚に努め、また、関係各課と連携を図ることで、よりよい窓口対応を行う必要がある。
5	財政課	・人権相談があった場合には、関係部署と連携を図り、問題解決に努める。	・常に人権に対する意識を持って、電話対応及び窓口対応を心掛けた。人権に関する問い合わせは生じなかった。	・今後も継続して行っていく。
6	男女共同参画推進課	・女性相談窓口では、本人の安全・安心を確保のうえ、人権の視点に立ち、関係課や関係機関と連携しながら、迅速に対応する。	・警察や県の機関と連携し、迅速に相談者の希望にそった対応（保護）ができた。	・今後も継続して実施する。
7	管財課	・時代により変化する人権問題に柔軟に対応できるよう日頃より知識を担うことを意識し、問題に即した相談窓口との連携を行う。	・相談等があった際には、相手の相談内容を深く理解し、早期の解決に向け必要があれば関係部署との連携を行った。	・問題解決に至らない事例もあったが、課内での人権意識等の共有を図ることができた。
8	総合政策課	・研修会等で培った知識を基に、相手の立場や視点を意識した窓口対応を心掛ける。 ・人権に関する相談があった際は、担当部署等と連携し対応する。	・窓口対応において相手の立場に配慮した対応に努めるとともに、人権に関する相談に備え、適切な窓口案内が行えるよう意識づけを図った。	・人権に配慮した窓口対応の意識づけが図られた。一方で、実際の相談対応を想定した具体的な対応力の向上が課題である。
9	交通政策課	・研修会等で培った知識を基に、相手の立場や視点を意識した窓口対応を心掛ける。	・窓口対応等において、丁寧で分かり易い言葉遣いを心がけ、関係課とも協力しながら相手の立場や視点を意識した窓口対応に努めた。	・研修会等で人権意識を高めつつ、今後も相手の立場や視点を意識した窓口対応等を継続して行っていく。

1. 行政全体としての取組（1-2 相談業務に関する体制づくり）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
10	税務課	・納税相談など窓口等の対応にあたり、人権の視点に立った対応を心がけるとともに、分かりやすい表現を用いた説明に努め、人権相談があった場合には関係部署等と連携を行っている。	・窓口対応、納税相談の時には、人権の視点を持って、わかりやすい説明に努め、詳細な聞き取りを心掛けた。	・詳細な聞き取りを行う際、DV等の人権が損なわれるような事案が伴う場合には、担当部署と連携を図り、情報共有を行う。
11	市民課	・窓口業務において、人権に関する相談を含め来庁者の話に傾聴する姿勢を大切にしてお応じするよう取り組む。その際、相談内容に人権に関する事項が含まれていた場合には、これまで同様、適切な相談部署へご案内できるよう職員間での情報共有を徹底する。	・窓口での来庁者の相談に対し、相談者の立場に寄り添い、傾聴とプライバシー保護を重視した窓口対応を実施できた。内容に応じて、関係部署や専門機関への案内を行うため、職員間で情報共有を徹底し、適切な支援につなげた。	・相手の立場や人権の視点に立った公平な窓口対応を心がけ、安心して相談できる窓口環境の整備に努めた。
12	環境課	・相手の立場に立った窓口対応を心掛け、相談内容が他課にも関わる場合、関係部署と連携を図り、問題解決に努める。	・電話対応や窓口対応などにおいて、相手の立場や人権の視点に立ち、関係部署と連携を図り、問題解決に努めることができた。	・今後も引き続き、住民の立場に立った対応に努める。
13	健康課	・相談者に配慮した相談窓口の設置をする。 まずは、相談者の話に傾聴し、相談者の不安や困りごとを整理し、内容に応じて関係機関と連携し継続した支援を実施する。 相談者の状況に応じた支援体制を構築する。	・相談に来所された際は、相談者が話しやすい環境を整えることを心掛けた。相談者の話に傾聴し、課題を整理したうえで、相談者の同意を得て、関係機関と情報を共有し支援を実施した。	・相談者の同意を得ることで、関係機関との情報共有や支援体制を構築することができた。
14	子育て支援課	・相手の立場に立った相談対応を心がけ、人権尊重の視点に立った窓口対応を行う。	・相手の立場や状況に応じた相談対応を心がけるとともに、人権尊重の視点にたった対応や支援を行うよう努めた。	・引き続き、相手の立場や人権の視点に立ち、相談対応等を行う。
15	高齢者介護課	・人権に関する相談があれば、相談者の抱える問題に対応する相談窓口につなぎ、関係部署及び関係機関と連携して、本人の安全・安心を確保し迅速な対応を図る。	・認知症高齢者に関する相談 262件 ・虐待に関する相談 49件 ・権利擁護に関する相談 64件	・高齢者に関する様々な相談に対し、関係する部署や関係機関と連携を図りながら速やかに対応した。 ・人権に関する相談があった際も、速やかに対応できるように努める。
16	社会福祉課	・日常業務において、常に相手の立場や人権の視点に立った対応を心掛け、人権に関する相談があった場合などは、各種人権相談についての担当部署と連携し問題解決に努める。 ・障がいのある人からの相談について、飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターとも連携し相談体制の充実を図る。	・人権研修を活かし、人権意識を持って日常業務を行った。 ・障がいのある人からの相談については、飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターや担当部署と個別会議を行い、情報を共有し連携して相談体制の充実を図った。	・今後も相手の立場や人権の視点に立った対応を心掛け、人権相談については、関係機関と連携し問題解決に努める。
17	こども育成課	・保育所、学童保育所等において、利用者が話しやすく相談しやすいよう、良好な関係の構築に努める。	・相談や苦情等に真摯に対応し、相手の話をよく聞き、丁寧な対応を行うとともに、関係機関と積極的に連携し、必要な支援を行った。なお、人権に関する相談はなかった。	・保育所や学童保育所等における日々の声かけなどを通じ、児童や保護者と良好な関係を築いた。また、関係機関と連携し、必要な支援を行った。
18	生活支援課	・生活保護の申請時や被保護者からの相談を受ける場合等には、相手の立場に寄り添い相談を受け、人権意識の視点に立った対応を行っている。	・相手の立場や状況に応じ、自身が享受することができる権利をきめ細かく説明することに取り組んだ。	・子どものいる世帯等へのチラシ配布など、生活向上のため努めたが、理解が浸透しづらい場面もあったため、より理解しやすい説明を心掛けたい。
19	農林振興課・農業委員会事務局	・市民からの相談について、内容を傾聴し、人権意識をもった適切な対応ができるよう努める。	・研修等で学んだことをいかし、人権意識をもって相談や各種対応を心掛けた。（令和7年度人権に関する相談0件）	・常に人権意識をもち、相手の立場に立った対応を心掛けて業務に努める。
20	産業振興課	・来庁者の相談に傾聴できるよう職員が自覚し、また人権に関する相談に対応できるよう他部署業務の把握等に取り組む。	・市役所の各部署に限らず、内容によっては消費生活センターや労働相談に案内できるよう職員間で共有している。	・職員自身が相談内容に対し傾聴するよう努めたことで、市民の方々に他機関への案内も含め、正確丁寧に対応することができた。

1. 行政全体としての取組（1-2 相談業務に関する体制づくり）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
2 1	住宅課	・市民の立場に立った電話対応、接客等を心掛け、人権尊重の視点を持って、きめ細やかな対応に務める。	・マニュアル等を活用して、人権尊重の視点を持って、丁寧な対応に努めた。	・今後も市民の立場や人権を尊重し、適切な対応を心掛ける。
2 2	土木課	・人権意識を持ち、相手の意見を尊重し、常に相手の立場に立った窓口対応に努める。また、人権に関する相談があった場合は課内で情報共有し課内での解決に努める。課内での問題解決が困難な場合は、所管課と連携し問題解決に努める。	・関係各課と連携し、相手の立場に立った窓口、電話対応を行うことができた。	・今後も相手の意見を尊重し、常に相手の立場に立った対応を行っていく。
2 3	会計課	・窓口業務などで、人権に関する相談があった場合は、積極的に相談者の話を聞き、問題解決に向けて、関係部署との連携を図る。	・人権に関する相談はなかった。	・窓口対応や相談業務など、市民と直接接する場合において、人権に配慮した対応が行われるよう、職員人権・部落問題研修会へ積極的に参加した。
2 4	水道局	・窓口対応等において、市民目線に立った対応を行うとともに、それぞれの事情に配慮した対応に取り組む。	・窓口対応等において、市民目線に立った対応を行うとともに、相手方の事情に配慮した対応を行うことができた。	・今後も窓口対応等において、市民目線に立った対応を行うとともに、相手方の事情に配慮した対応を行う。
2 5	教育総務課	・相手の立場や人権の視点に立った窓口対応や電話対応を行う。	・窓口対応や電話対応は、常に相手に寄り添い、人権の視点に立った対応を確実に取り組むことができた。	・対応不備によるトラブルはなかったが、今後も相手の立場や人権の視点に立った窓口対応能力の向上に努めていく必要がある。
2 6	学校教育課	・日ごろより相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合など、各種人権相談についての担当部署と連携し、問題解決に努める。また、国や県の関係機関と連携し相談体制の充実を図る。	・日常的に学校支援室等関係機関と連携した相談への対応を行うことができた。	・いじめ、体罰事案についての相談については、相談窓口や警察等と連携した取組を進めることができた。
2 7	教育施設課	・相手の立場及び人権の視点に立った窓口対応を行う。	・窓口、電話、および事業現場における「相手の立場に立った丁寧な対応」を行うことができた。	・人権課題への理解促進を継続し、適正な対応を心掛ける。
2 8	生涯学習課	・日常業務において、常に市民の立場に立った対応を心掛け、職員各自が身近な人権課題に対し正しい認識を持ち、それらの認識が態度や行動に確実に根付くための取組の推進を図る。	・日常業務において、常に市民の立場に立った対応を心掛けた。職員各自が研修会等に参加し、身近な人権課題に対し正しい認識を持ち、業務を遂行した。	・職員等の人権感覚が高まるよう、各種研修会等に積極的に参加を促していく。
2 9	スポーツ推進課	・相手の立場を尊重した接遇や電話対応を心掛け、人権の視点を常に意識して、きめ細やかな対応に努める。また、問題が生じた場合には、関係部署や関係機関との連携を図り、迅速な問題解決に努める。	・常に相手の立場を尊重し、きめ細やかな対応に努めた。	・今後も相手の立場を尊重し、人権の視点を常に意識して、きめ細やかな対応に努める。
3 0	議会事務局	・相手の立場及び人権の視点に立って対応を行う。	・相手の人権を尊重することを心がけ業務を行った。	・相手の人権に配慮した業務を行うことを心がけたことにより、業務の中でも人権意識の高揚ができた。
3 1	監査委員事務局	・日頃から相手の立場や人権の視点に立ち、人権意識を持った適切な対応ができるよう努める。	・日ごろより相談者が話しやすい環境を作り、相手の立場や人権の視点に立った対応ができるように心がけ、人権意識の高い職場づくりの構築に努めた。	・引き続き、常に人権意識をもち相手が安心して相談できるよう対応を心がける。

1. 行政全体としての取組（1-2 相談業務に関する体制づくり）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
3 2	総合支所 （碓井・山田・嘉穂）	・常に相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合は、担当部署と連携を図っていく。	・窓口や電話等で、相手の立場に立った対応を心掛けた。	・様々なケースが想定されるため、職員の資質向上を図り人権意識の高い職場づくりに努める必要がある。
3 3	人権・同和対策課	・多岐にわたる人権課題に関する相談に対応できるよう情報収集や研修等自己研鑽に努める。 ・解決につなげられるよう各関係機関等と情報共有を図るとともに協力体制の維持に努める。	・生活相談 186件、健康相談 440件、教育相談 149件、育児相談 13件、就職相談 29件、その他の相談 8件の合計 825件の相談を受けた。 ・相談内容に応じて、県や関係機関と連携をとりながら対応した。	・様々な相談に対応できるよう、積極的に研修に参加し相談員としての資質向上を図るとともに、関係機関と連携できるよう関係を築いていく。

1. 行政全体としての取組 （1-3 住民への情報提供など）

1-3 住民への情報提供など

I 住民に対する行政サービスなどの情報提供の手段であるホームページや広報紙への掲載、チラシやポスターなどを作成する際は、人権の視点を踏まえたものとし、

住民に対して正しい知識と理解が深められるよう創意工夫する。

II 住民に対し、研修会などの開催、チラシや啓発物といった情報媒体の配布など、各部署において行政との関連性のある団体や関係機関への周知に努める。

No.	課（局）名	事業概要		
		令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・広報紙やホームページなどの作成時には、人権の視点を踏まえ、誰もが理解しやすく配慮された内容とするよう努める。また、研修会の開催や啓発物の配布を通じて、住民への情報提供を行うとともに、関係機関や団体とも連携し、地域全体で人権意識の向上を図る。	・広報紙やホームページの作成にあたっては、人権の視点を踏まえ、誰にでも分かりやすい表現や内容となるよう配慮した。あわせて、研修会の開催や啓発物の配布を通じて住民への情報提供を行うとともに、関係部署と連携し、人権意識の向上に努めた。	・今後もより人権の視点に立って、正しい知識と理解が深められるような内容になるよう取り組む。
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等の作成については人権の視点に立って住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。	・市広報紙及び市ホームページ等への掲載を行う際は、人権の視点及び情報を受け取る側の視点に立ち、誰もがわかりやすい内容で情報提供を行った。	・わかりやすく、正しい情報提供を行うことができた。更新されていく人権の視点に敏感になり、情報提供の表現を対応させていく。
3	デジタル戦略課	・情報提供について、人権の視点に立つことで、分かりやすく理解が深められる情報を、ホームページやSNSなど、様々な媒体を活用して情報提供に努める。	・情報提供する際は、人権の視点に立ち、分かりやすく理解が深められる内容となるように心掛けるとともに、様々な媒体を活用して情報提供に努めた。	・分かりやすい表記を心掛けた情報発信に努めている。外国人の増加に合わせて、情報発信の表記方法について継続して検討を行っていく。
4	防災対策課	・市報への掲載、啓発冊子やチラシ、ポスター等は人権の視点に立って作成し、住民に対し正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。	・市報への掲載、啓発冊子の発行、チラシやポスター等は人権の視点に立って作成し、住民に対し正しい知識と理解が深められるよう情報提供を行った。	・今後も人権の視点に立った情報提供を行う。
5	財政課	・市報等での住民周知については、人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供に努める。	・市報等の作成において、人権の視点に立ち、わかりやすい表現で作成するように努めた。	・今後も継続して行う。
6	男女共同参画推進課	・本市における男女共同参画社会の実現を図るため、市広報紙への掲載や啓発チラシ・ポスター、SNS等を活用し男女共同参画及びDV防止の啓発を行う。	・6月の男女共同参画週間及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間においては、市広報紙及びホームページへの掲載記事、各公共施設へのポスター掲示、デジタルサイネージ・LINEの配信による啓発活動を実施した。11月には子育て支援課及び嘉麻警察署と連携して街頭啓発活動を行った。	・今後も継続して実施する。
7	管財課	・広報・ホームページの作成に際し、人権の視点を踏まえ解りやすい表現・文章等によりわかりやすく理解が深められるよう努める。	・広報紙、ホームページの更新等について年間を通して人権等に配慮し業務を行った。	・市民からの問題点の指摘等は無かったが、引き続き人権等に配慮した情報提供等に努める。
8	総合政策課	・市報等での住民周知について、人権関係各課と十分に協議する。 ・チラシ等を作成する際は、人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供に努める。	・市報やホームページ、チラシ等の作成にあたり、人権の視点を踏まえた表現となるよう関係課と協議しながら情報発信を行った。	・人権に配慮した情報発信の意識が定着しつつあるが、受け手にとってより分かりやすく伝わる表現や伝達方法の工夫が課題である。
9	交通政策課	・チラシ等を作成する際は、人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供に努める。	・チラシやホームページ作成時は人権の視点に立って作成を行い、表現に気を付けながら作業を行った。	・今後も引き続き人権の視点を踏まえ、正しい知識と理解が深められるような情報提供に努める。

1. 行政全体としての取組（1-3 住民への情報提供など）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
10	税務課	・税情報のお知らせや申告案内において、誰もがわかりやすく、正しい知識や理解が深められるような情報提供に努める。	・人権の視点を持って、誰もがわかりやすく、理解が深められるような税情報のお知らせや申告案内の作成に努めた。	・誰もがわかりやすく、正しい知識や理解が深められるような税情報を提供できるように、今後も継続して努める。
11	市民課	・人権意識を持って、正しい情報が提供できるよう取り組んでいく。	・広報紙やホームページへの掲載にあたり、人権尊重の視点から表現を精査し、多様性に配慮した表現やわかりやすい情報発信に努めた。 ・窓口にチラシや啓発物を配置し、周知を行った。	・作成内容について関係機関への共有・周知を行い、人権の視点に立って情報提供できるよう努め、より適切で配慮の行き届いた情報発信体制の構築を図った。
12	環境課	・市ホームページや広報紙などへの掲載については、分かりやすい表現・文書等に努め、正しく情報を提供できるよう取り組む。	・LINEやホームページ、広報紙などを通して、住民に対し分かりやすく、情報を提供することができた。	・今後も住民に理解してもらえるよう、分かりやすく情報提供に努めていく。
13	健康課	・市民の方が興味をもたれるような周知媒体の作成、正しい情報の提供や周知方法を心がける。	・ホームページやチラシづくりの際には、市民側の立場に立って専門用語などをつかわずに、わかりやすい媒体づくりを心がけた。	・イベントや啓発物といった情報媒体を、関係部署や関係機関に配布することで、広く市民への周知が実施できた。
14	子育て支援課	・情報発信する際は、人権の視点を踏まえ、正しい内容を分かりやすく伝えるように努める。	・研修会で学んだ人権の意識や視点を踏まえた、情報発信を行った。	・今後も人権の意識や視点を踏まえた情報発信を行う。
15	高齢者介護課	・介護保険事業や高齢者福祉事業の冊子の発行等の際、担当者や係だけでなく、課内の係長以上で、協議（審査）の上、適切な情報提供を行う。	・冊子の発行等の際には、人権の視点に立って作成するよう担当者や係だけでなく、課内の係長以上で協議、確認し、適切な情報提供ができるよう努めた。	・担当者や係だけでなく、課内全体で協議、確認することにより、適切な情報提供ができるほか、職員のスキルアップにも繋げることができた。
16	社会福祉課	・広報紙への情報掲載、ポスター・チラシ等の作成の際は、人権の視点に立った作成に努め、関係機関と連携し人権に配慮した啓発や情報提供を積極的に行っていく。	・「障がい福祉のしおり」の作成に際して、解りやすい表現となるよう努め、また、窓口で配布するとともに、ホームページにおいて公開する等、積極的に情報提供を行った。 ・民生委員に対して、人権相談従事職員研修を案内し人権に関する啓発に努めた。 ・物価高生活支援金に関する周知については、外国人の方に対して申請書を郵送する際に、母国語で翻訳した申請書を同封する等、分かりやすく個々の事情に配慮した情報提供に努めた。	・人権に配慮した啓発に努めるとともに、飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターのホームページにおいても事業所の情報を公開するなど、今後も、情報提供の方法を工夫し積極的な啓発を行っていく。
17	こども育成課	・人権の視点を踏まえながら、ホームページや広報紙への掲載、ポスター掲示やチラシ配布などを行い、各種サービス等に関する情報を積極的に分かりやすく提供し、周知に努める。	・保育所や学童保育所、窓口におけるポスター掲示やチラシの配布等に加え、連絡アプリを活用した情報発信を行い、人権の視点を踏まえながら各種サービスやイベント等の周知を行った。	・連絡アプリを活用することで、タイミングをとらえた情報発信を行うことができた。ホームページやSNS、連絡アプリ等を活用し、引き続き積極的な情報発信に努める。
18	生活支援課	・「保護のしおり」等被保護者への配付物には、全てふりがなをつけ、文字を大きくして見やすくするなど、相手方の視点に立った配慮を行う。 ・ホームページを活用し、生活保護制度の内容や手続きについて周知に努める。	・被保護世帯や相談者に配布する「生活保護のしおり」は、文字を大きくし、全てふりがなをつけている。 ・嘉麻市ホームページに「生活保護制度について」を掲載し、情報が取得しやすい環境整備に努めた。	・引き続き、工夫改善に努めていきたい。
19	農林振興課・農業委員会事務局	・市報や配布物等について、人権の視点をふまえた、わかりやすい表現に努める。	・各配布物やホームページの作成において、人権の視点に立ち、わかりやすい表現方法を心がけた内容作成に努めた。	・今後も、人権の視点に立った内容作成に努め、わかりやすい表現、ふりがな、大きな文字、図を使用する等さらなる工夫に努める。

1. 行政全体としての取組（1-3 住民への情報提供など）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
20	産業振興課	・市民に情報を周知する際に、人権の視点に立って対応するよう、職員一人ひとりが意識を持つよう、課内で共有を行う。また、周知内容については、担当者だけでなく、複数で確認を行う。	・補助金やイベント等の周知をする際に人権の意識を持ち周知を行った。その際には複数の職員で確認した。	・周知をする際には、レイアウトの工夫や難しい言い回しをなるべく避けるとともに、内容に関する相談には分かりやすく対応できた。
21	住宅課	・住宅課で作成する市営住宅入居募集のしおり、入居者に対する通知等では、誰にでも分かりやすい表現方法を心がけ、情報提供に努める。	・作成した市営住宅入居募集のしおり、入居者に対する通知等で、分かりやすい表現方法を心がけ、情報提供に努めた。	・目標としていた取り組みは概ね達成できたので、今後も継続して取り組む。
22	土木課	・市民に向けた案内、説明文書等の作成にあたっては、分かりやすい表現での情報提供に努めます。	・市民に向けて発信する情報について、相手の立場に立ったわかりやすい説明文書等で情報を提供することができた。	・今後も、わかりやすい表現での情報提供を継続する。
23	会計課	・ホームページの作成に当たっては、人権の視点を踏まえたものに留意し作成する。	・ホームページや広報紙等を作成する際には、人権尊重の視点に立ち、不適切な表現や偏見・差別につながる表現が用いられていないか十分に配慮した。	・ホームページや広報紙等の作成時には、人権尊重の視点に立って校正を行い、不適切な表現や偏見・差別につながる表現の防止に努めることができた。
24	水道局	・情報発信を行う際には、人権の視点に立ち、分かりやすい内容にすることに努める。	・市報等で情報提供を行う場合は、市民に対して正しい知識と理解が深められるよう分かりやすい内容で情報提供を行うことができた。	・今後も市民に対して正しい知識と理解が深められるよう分かりやすい内容で情報提供を行う。
25	教育総務課	・人権の視点に立った情報提供を行う。	・広報紙等への掲載内容については、市民にわかりやすい表現となるように努めた。	・市民にわかりやすい表現となっているか、常に複数の職員において確認し、情報発信を行っていく必要がある。
26	学校教育課	・市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等は人権の視点に立って作成し住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。	・学校だよりや保護者への文書等では、難解な漢字にはルビを打つなどユニバーサルデザインを意識して作成を行った。また、読み書き等理解が困難な保護者に対しては、学校を通じて通知の説明を行ったり、外国語を母語とする個別対応が必要な方については、通訳機を用いて学校と教育委員会が一緒に説明を行った。	・常用漢字でも難解な漢字については、ルビを打つなど配慮することができた。点字を必要とする方への対応ができていないが、読み書き等理解が困難な保護者に対しては、学校を通じて通知の説明を行った。外国語を母語とする個別対応が必要な方については、通訳機を用いて学校と教育委員会が一緒に説明を行った。
27	教育施設課	・市報等による市民周知等の際は、人権の視点に立った掲載を行う。	・市報等への掲載の機会はなかったが、報告等の情報提供の際には人権の視点に立つことを心がけた。	・今後も人権の視点に立った情報提供に努める。
28	生涯学習課	・啓発冊子の作成（他課との共同作業）年1回発行 市報への掲載や市が発行するチラシ、ポスター等において、人権の視点に立った表現を行う。	・啓発冊子については、「戦争と人権」についての内容で作成し、ルビを打つ等わかりやすく工夫を行った。市報等においては、誰もがわかりやすい表現を行った。	・啓発冊子の作成（他課との共同作業）年1回発行 ・市報や市が発行するチラシ、ポスター等において、人権の視点に立った表現を行う。
29	スポーツ推進課	・ホームページ及び広報紙への掲載や運動教室等の開催に関するチラシ等の作成においては、人権の視点に立ち、わかりやすく丁寧な表現方法を心掛けた情報提供に努める。	・ホームページ及び広報紙等への掲載においては、簡潔で分かりやすい内容の記載を心がけるよう努めた。	・継続して、分かりやすく丁寧な内容の記載に努める。
30	議会事務局	・議会だより及び議会ホームページに掲載する内容については、人権に配慮し作成する。	・人権に配慮した紙面づくりを心がけた。	・継続して人権の視点に立ち、わかりやすく、親しまれる議会だよりの発行に努める。

1. 行政全体としての取組（1-3 住民への情報提供など）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
3 1	監査委員事務局	・ 情報提供の際は、人権の視点を踏まえて、住民に対してわかりやすく、正しい知識と理解が深められるよう創意工夫する。	・ 情報発信の際は、人権の視点を踏まえて、住民に対してわかりやすく、正しい知識と理解が深められるよう創意工夫に努めた。	・ 引き続き情報発信の際は、人権の視点を踏まえ、住民に対してわかりやすく、正しい知識と理解が深められるよう創意工夫に努める。
3 2	総合支所 （碓井・山田・嘉穂）	・ 情報提供を行う際は、人権の視点に立ったうえで、住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう創意工夫を行う。	・ 人権の視点に立った理解しやすい情報提供に努めた。	・ 今後も人権の視点を踏まえ、住民に対して分かりやすく、正しい知識と理解が深められるような情報提供を心がける。
3 3	人権・同和对策課	・ 人権課題について正しい知識と理解が深まるよう広報紙やホームページ等を活用し情報発信を行う。 ・ 啓発冊子の発行にあたっては、より多くの人に読んでもらえるようテーマ、内容、紙面等を工夫する。	・ 人権のつどい開催にあたっては、ポスターやチラシを作成し、市の公共施設のほか、金融機関等の民間施設にも掲示してもらった。 ・ 人権に関して毎月テーマを設定し、広報嘉麻に人権課題啓発の記事を掲載した。 ・ 啓発冊子については、「戦争と人権」を題材に作成した。多くの人に読んでもらえるよう、ルビを打つ等の工夫に加え、新たに目が不自由な方への対応として、音声コードを貼付した。	・ ポスターやチラシについては、わかりやすく、より多くの人の興味を引くよう、デザイン等を工夫していく。 ・ 啓発冊子や広報紙の内容については、的確な時期等も考慮しながら選定を行う。 ・ 引き続き啓発のため、市民への情報提供、周知活動に取り組んでいく。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
1. 部落問題	① 就学前・学校教育	01-1-1	人権・同和教育の推進	幼児期から集団での遊びなどの体験を通して、豊かな人間関係を築くための基本的な教育を推進する。	こども育成課	・絵本を使用するなどして分かりやすく子どもたちに話し、人権を大切にすることを育てる。	・年齢や発達段階に応じ、絵本や紙芝居などを活用しながら、自分も相手も大切にすることを伝えた。	・子どもの人格を尊重し、自己肯定感や自尊心の向上、自分や友だちを大切にすることを図った。
		01-1-2		小・中・義務教育学校においては、道徳科等を中心に差別や偏見の誤りに気づくために権利を学び、差別を許さない教育を推進する。	学校教育課	・人権が尊重される「人間関係づくり」を基盤とした人権尊重の心を育てる道徳科の充実	・年間指導計画に基づいて、35回以上（小学1年は34回）の道徳科授業を実施した。	・全ての学校で年間指導計画に基づく授業を行うことができた。今後も人権尊重の心を育てていくために道徳科授業の充実・改善を行う必要がある。
		01-1-3	学校教育における人権尊重の推進	道徳教育を中心に、全教育活動を通じ、人権尊重の意識を育成する教育を推進する。	学校教育課	・人権に関する知的理解と人権感覚の育成	・各学校において、人権教育全体計画及び指導計画に基づいて取組を推進した。	・各学校の課題に応じた、学習を行うことができた。今後も引き続き、新たな人権課題等の人権に関する授業内容の充実・改善を行う必要がある。
		01-1-4	人権教育推進委員会等校内推進体制の機能の充実・強化	児童生徒一人ひとりの人権に配慮し、「児童の権利に関する条約」の趣旨を活かした教育活動を展開する。	学校教育課	・言語環境づくり ・ユニバーサルデザインの視点に立った学習環境づくり	・ユニバーサルデザインの視点に立った学習環境づくりに関する校内研修を実施した。 ・学習者からの視点に立った授業づくりについての校内研修を実施した。	・掲示物の配置場所の工夫など、ユニバーサルデザインの視点に立った教室環境整備や授業づくりを進めることができた。今後も引き続き、児童生徒一人ひとりの人権を配慮した授業づくりや「児童の権利に関する条約」についての職員研修を行う必要がある。
		01-1-5	奨学金制度の充実	奨学金制度を積極的に活用されるよう周知徹底を図り、経済的に厳しい子どもに対し実効ある進路を支援する。	教育総務課	・市ホームページや広報紙、各学校への周知を積極的に行い、申込者の増を図る。	・奨学金貸付者数9名（1次2次募集を含む）	・今後も継続して行う。
		01-1-6	研修の充実と指導力の向上	教職員の研修意欲や指導力を身につけるため、実践を伴った研修を実施する。	学校教育課	・校内研修及び校内実践交流会の実施	・全小・中・義務教育学校で校内研修及び校内実践交流会を実施した。	・全小・中・義務教育学校で研修会を実施したことで教職員の指導力の向上に取り組むことができた。今後も引き続き若年教員の人権問題に対する認識を深めるための研修会の充実を進める必要がある。
	② 社会教育	01-2-1	人権・同和教育の推進	人権教育の推進を図るため、解放学級や解放子ども会など、広く地域住民を対象に部落問題をはじめとした人権に関する多様な学習機会の提供を行う。	生涯学習課	・学校と協力し、学習計画の立案、自主的・主体的な学習活動の推進等継続的な支援を行う。	・解放学級49回・識字学級46回 解放学級は5学級が開講し、学級ごとの学習、合同フィールドワーク、合同学習会により、学級生の交流を図りながら学びを深めることができた。 識字学級は、様々な教材を活用し、学級生それぞれが目標を立て学習に取り組むことができた。 ・解放子ども会32回 解放子ども会については、子どもたちの部落問題をはじめ、あらゆる人権についての正しい認識と理解が深まる学習となるよう、小・中学校と協力しながら支援し、差別に立ち向かえる子どもの育成を図ることができた。	・解放学級の学級生自ら学習の機会を持とうとする意識になるよう働きかけ、学習内容の工夫・充実を図り、さらに、学びの継続となるよう支援していく。 ・解放子ども会の補助事業の目的及び内容となっているか、注視し、また事業展開が子どもたちの部落問題学習の深まりとなっているか、継続して支援を行っていく。
		01-2-2		人権教育の推進を図るため、図書館に、人権コーナーを設置し、人権・部落問題に関係する書籍を配置するなどして、住民が人権・部落問題を認識し、学習する機会を提供する。	生涯学習課	・常設の人権コーナーの設置とともに、同和問題啓発強調月間や人権週間の際に、市内4図書館において特集展示コーナーを設け、幅広い世代に人権問題への興味関心を促進するとともに、市民一人一人が理解を深める機会とする。 ・人権パネル展示を含めた新規事業について開催に向けた協議を行う。	・常設の人権コーナーの設置とともに、同和問題啓発強調月間や人権週間の際に、市内4図書館において特集展示コーナーを設置し、幅広い世代に閲覧・貸出を行った。また、新規事業開催に向けた協議を行い、SDGs関連図書の展示に加えゲーム感覚で本を図書館の中から見つけるイベントを新たに実施し、利用者が自ら考える機会を提供した。	・常設の人権コーナー設置とともに、特集展示コーナー等を市内4図書館に設置することにより、人権問題に関して幅広い世代に対し、様々な観点から著作された図書資料を展示・貸出することで、市民一人一人が理解を深める機会を提供し、広く興味関心を促すことができた。 ・今後も継続した関連図書の購入や特集展示設置等に加え、新規事業の検討に努める必要がある。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
1. 部落問題	② 社会教育	01-2-3	市人権・同和教育研究協議会助成	行政職員などの人権・部落問題の早期解決に向けた研究・実践を支援し、市職員及び教職員の自主的学習活動の活性化を図る。	生涯学習課	・嘉麻市人権・同和教育研究協議会活動補助における財政支援・補助金交付を行う。	・嘉麻市人権・同和教育研究協議会に補助金を交付し、自主的な研修に対する財政支援を行った。更には嘉麻市主催の職員研修会等へ参加しやすい体制作りに努めた。	・部落問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい認識と理解を深め、職員が自主的・主体的に行動することが出来るよう支援していく。
		01-2-4	社会教育関係団体指導者育成	人権尊重社会の実現のため、各種団体の指導者などに対して人権感覚の涵養を図る。	生涯学習課	・各種団体に総会等における出前講座の活用を促進する。	・少年補導委員の総会及び社会教育委員の会議後に人権意識向上のための講座を行った。	・他の各種団体に対し、総会又は研修会時に開催するよう促進していく。
	③ 住民に対する啓発	01-3-1	人権・部落問題地域研修	人権意識の高揚を図るための啓発活動として、行政区、団体、サークルなどの希望に応じて、地域活動指導員による人権出前講座を実施する。	生涯学習課	・第6次嘉麻市教育アクションプランに掲げる目標値地域等での人権・部落問題研修会の実施（25回）	・人権・部落問題研修会15回 ・行政区をはじめ、団体やサークルにおいて研修会を開催し、人権意識を高めることができた。 ・人権パネル展を年3回開催し、人権感覚を高める機会と場の提供を確保した。	・地域における行政区や団体、サークル等において、身近な人権について考えていこうという意識の醸成が図られ、学習の場を設けてもらえるよう働きかけていく。また、社会状況の変化に応じた個別の人権課題及び地域のニーズに応じた研修となるよう研修内容の工夫改善に努める。
		01-3-2	人権・部落問題啓発	住民の人権意識の高揚を図るため、人権講演会の開催や啓発冊子の作成などを通じて、人権・部落問題を正しく理解できるよう啓発に努める。	人権・同和対策課	・嘉麻市「人権のつどい」の開催（年2回、目標参加人数 300人/回） ・啓発冊子の発行（年1回） ・その他情報提供（広報等 随時）	【人権のつどい】 ・同和问题啓発強調月間（7月）講演会「出会いから学ぶ人権」（参加者数210人） ・人権週間（12月）講演会「あきらめない心」（参加者数207人） 【啓発冊子】 新しき明日をつくる「戦争と人権」 ※その他、広報紙、ホームページ、デジタルサイネージ等で情報提供を行った。	・人権のつどいのアンケートにおいては、参加者の約85％が内容について「良かった」「満足した」と回答していた。 ・参加者の多くが50歳代以上である。若年層をいかに呼び込むかについて検討していく必要がある。
		01-3-3	様々な媒体による啓発	研修会の案内や人権・部落問題に関する記事について、様々な媒体を通じた情報発信を行い啓発に努める。	人権・同和対策課	・同和问题啓発強調月間や人権週間に合わせて、チラシ、広報、ホームページ等を活用し情報提供等を行う。	・同和问题啓発強調月間（7月）広報嘉麻、街頭啓発、ホームページ、SNS、ポスター掲示、デジタルサイネージ、街宣車による周知を行った。 ・人権週間（12月）広報嘉麻、ホームページ、SNS、ポスター掲示、デジタルサイネージ、街宣車による周知を行った。	・広報をはじめ、様々な媒体を通じて市民への周知を行った。 ・周知効果を高めるため、利用可能なものを新たに導入する等、工夫していく。
		01-4-1	隣保館運営事業	地域社会の中での福祉の向上や地域住民の交流拠点施設及び人権啓発の核となるコミュニティーセンターとして、各種講座を通じて人権啓発活動事業や生活相談などに積極的に取り組む。 年間を通して、うすい人権啓発センターあかつきや嘉穂隣保館で実施する講座などにおいて、人権問題に関する研修を行い、交流を行いながら人権意識の普及高揚を図る。	人権・同和対策課	・各種交流教室や隣保館での研修会を実施する。 交流教室 年300回程度 研修会 年5回程度	・交流教室の実施 年262回 ・研修会 年4回	・より多くの人に交流してもらうために、ニーズ等を捉えながら、魅力的な教室となるよう取り組んでいく。 ・人権意識の高揚を図るため、教室の一環として研修等を行う機会について検討していく。
	④ 地域における啓発	01-4-2	地域住民への啓発	隣保館を中心に人権・部落問題に関する研修について企画し、関係各課及び関係機関と連携しながらその充実を図る。	人権・同和対策課	・隣保館に市民が集まる交流教室等の機会を利用し研修を開催する。 ・その他隣保館について情報発信を行う。	・交流教室等の機会を利用し人権研修を実施した。 ・「あかつきだより」を発行し隣保館等の情報を発信した。 ・その他関係機関から提供を受けている求人情報等を館内に掲示している。	・引き続き隣保館が中心となり啓発活動を行うとともに、それに伴う情報発信を行っていく。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
1. 部落問題	⑤事業主に対する啓発	01-5-1	事業主及び企業内人権・部落問題研修会の推進	関係機関と連携を取りながら、事業主を対象にした人権・部落問題研修会を開催する。加えて、事業主の目的に合わせた研修会・学習会を推進し、人権意識の高揚を図る。	人権・同和対策課	・事業所における人権意識の高揚を図るため福岡県等関係機関と連携し、研修会等を開催する。	・関係部署と連携して事業主を対象とした人権・部落問題研修会を開催した。	・関係部署と協力しながら引き続き研修会を開催していく。 ・参加事業者増加に向けて、内容等を工夫していく。
					生涯学習課	・第6次嘉麻市教育アクションプランに掲げる目標値事業主人権・部落問題研修会の参加事業所数（68事業所）	・事業所内での人権問題の意識の向上を目的とした、事業主人権・部落問題研修会を開催した。（参加事業所：76事業所）	・事業所内での人権問題の意識が深まるための研修会を開催するため、関係部署との協力体制を図りながら、継続して実施していく。
	⑥「エセ（非）の同和排除」	01-6-1	関係団体との連携・協力推進体制	部落問題の解決に向け考え、関係機関・関係団体と連携しながら、誤った意識を植え付ける原因であるエセ同和行為排除とその啓発活動の推進に努める。	人権・同和対策課	・関係課等と連携しながら、情報提供等の啓発に取り組む。	・事業主研修においてえせ同和行為の発生について情報提供と注意喚起を行った。	・今後も継続して注意喚起と啓発に取り組んでいく。
2. 女性の人権問題	①男女共同参画意識の啓発	02-1-1	女性と男性が共に地域活動に参加するなどの啓発	家庭や地域活動における固定的な性別役割分担意識を是正するため、男女共同参画の視点に立った啓発を実施するとともに、無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識啓発を行う。	男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき行政区長、農業委員等への女性登用に向けた啓発を行い、その進捗管理を行っていく。	・男女共同参画社会基本計画に基づき進捗管理を行った。 ・女性の割合（令和7年4月現在） 行政区長：14.5% 農業委員会：26.7%	・今後も継続して実施する。
		02-1-2	男女が共に担う子育て・介護支援の啓発	男女が共に子育てや介護を担うため、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を行う。	男女共同参画推進課	・固定的な性別役割分担意識を是正する視点に立ち、性別によらず育児や介護をともに担う意識を醸成するための啓発に努める。	・男女共同参画社会基本計画に基づき子育て支援・介護支援の充実を図り、その進捗管理を行った。	・今後も継続して実施する。
					高齢者介護課	・男女共同参画関連の研修に参加し、男女が介護など共に担うことの重要性について啓発を行う。	・男女共同参画関連の研修に参加し、課内の職員に伝達した他、出前講座では男女が共に介護支援を行うことの重要性について啓発を行った。	・研修会の内容を課内で共有することで、全体の意識向上に繋ぐことができた。 ・出前講座では、今後も男女が共に介護支援を行うことの重要性について、啓発をしていきたい。
					こども育成課	・送迎時や保育参観等などを活用し、保護者に対し啓発を行う。	・性別によらない子育てや、性別による役割分担の解消が図られるよう、送迎時等に、保護者へ積極的な声かけを行った。	・性別にかかわらず、保護者が仕事や育児等にかかわることができるよう、保護者支援に努めた。
					子育て支援課	・男女が共に担うことの重要性を認識し、相談対応等を行う。	・男女が共に子育てを担うことの重要性を認識した上で、個別の背景等も考慮して、相談対応を行うよう心がけた。	・今後も、重要性の理解を深め、継続した対応を行う。
		02-1-3	男女共同参画教育の充実	就学前教育や学校教育における過程において、男女共同参画意識の育成を図る。	こども育成課	・性別で分けたりせず、子どもの意思を尊重した保育を行う。	・性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう心がけ、遊びや行事など男女の区別なく行った。	・子ども主体の保育を行い、性別にとらわれることなく、子どもの個性や能力を伸ばせるよう保育を行った。
					学校教育課	・「学ぼうそして行動しよう」の冊子を活用した授業づくり	・10校中10校が「学ぼうそして行動しよう」の冊子を活用し、男女共同参画の視点に基づいた授業を実施した。	・総合的な学習や教科等の時間で冊子を活用して学習を行うことで、男女共同参画意識を育成することができた。また、令和8年度は冊子を活用した授業公開をもとによりよい活用の仕方を探る必要がある。 ・今後も、冊子を活用した授業づくりを更に積極的に推進していくよう各学校に働きかけ、各学校に調査依頼し、実施状況及び研修内容の把握を確実に行う必要がある。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
2. 女性の人権問題	② 女性活躍の推進	02-2-1	市の審議会などへの女性の参画の拡大	審議会などへの女性委員の登用を促進するため、登用率50%の目標達成を図っていく。市女性職員の職域の拡大といった、女性が活躍できる社会を推進する取組を行う。	人事秘書課	・令和8年度までの目標である女性登用率50%以上の目標値に到達するよう、今後も継続して女性委員のいない審議会等に対し、充て職の見直しや委員選任の際の協議など、女性委員の登用を促進するための取り組みを行う。	・女性委員登用率：41.9%（令和7年4月1日時点）	・令和4年度から女性委員登用率が低下していたが、団体推薦などによる委員について、積極的に促進した結果増加した。
					男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき審議会等への女性委員の登用率50%の目標に向けた取組を進める（令和6年4月1日現在39.8%）。	・男女共同参画社会基本計画に基づき進捗管理を行った。 ・女性の割合（令和7年4月現在） 審議会委員：41.9%	・今後も継続して実施する。
	③ 女性に対するあらゆる暴力の防止	02-3-1	女性に対する暴力防止及び配偶者などからの暴力防止のための啓発の推進	女性に対する暴力防止及び配偶者などからの暴力防止について、広報紙やホームページなどを通じて情報提供及び啓発を行うとともに、関係課及び関係機関と密に連携し、女性に対する暴力防止を推進する。また、計画策定を行う際には、配偶者や交際相手などからの暴力に関する市民意識調査を行う。	男女共同参画推進課	・嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画に基づき、DV防止のための啓発を市広報紙等により行い、関係各課及び関係機関と連携し女性に対する暴力防止を推進する。	・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間においては、市広報紙及びホームページへの掲載記事、各公共施設へのポスター掲示、デジタルサイネージ・LINEの配信による啓発活動を実施した。11月には子育て支援課及び嘉麻警察署と連携して街頭啓発活動を行った。	・今後も継続して実施する。
					人権・同和対策課	・関係課等と連携し、相談窓口周知等の情報提供を行うなど啓発に取り組む。	・10月1日に統合された「女性の人権ホットライン」の統合先である「みんなの人権110番」のポスターを本庁舎1階の大画面モニターに掲示し周知を行った。	・今後も引き続き関係機関及び関係課と連携しながら相談窓口について周知を行っていく。
	④ 相談窓口・相談体制の充実	02-4-1	相談窓口の設置	女性に関わる様々な相談に応じるため、市の女性相談支援員による「女性相談窓口」及び外国人にも対応できる専用電話「かま女性ホットライン」を設置し、専門の相談員による相談体制の充実を図る。 また、生活相談員による相談窓口を設置し、一人ひとり異なる事情を抱えてこられる相談者に傾聴し、構築された関連部署との繋がりを適切に対応できるよう努める。	男女共同参画推進課	・女性相談窓口及び女性ホットラインを設置し、女性相談支援員がDV問題等、女性に関する様々な相談に応じる。	・女性相談窓口を設置し、専門の女性相談支援員によるDV相談等、女性相談に応じた。	・今後も継続して実施する。
					人権・同和対策課	・相談対応時に適切に対応できるよう関係機関との連携を図る。	・随時対応できるよう、関係課との連携も含め体制を整えているが、DV被害に関する直接の相談はなかった。	・相談があった場合に的確に対応できるよう、資質向上に努めるとともに、引き続き関係課と連携していく。
		02-4-2	保護体制の確立及び被害者の自立のための支援	配偶者などからの暴力を受けた被害者が、安全で迅速に保護される体制づくりと、配偶者などからの暴力の防止及び安心して自立できるように、関係課及び関係機関との連携を密にし、情報の共有化や問題解決に向けた取組を行う。	男女共同参画推進課	・嘉麻警察署や田川児童相談所等の関係機関で構成している嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会、DV被害者支援庁内連絡会議を設置し、DV問題に対する情報共有及び総合的な対応・支援を行う。	・DV被害者支援庁内連絡会議の実施：1回（5月） ・嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会の実施：1回（10月）	・今後も継続して実施する。
					人権・同和対策課	・関係課との連携を維持し、DV被害者への対応が適切かつ迅速にできるよう体制づくりを図る。	・嘉麻市DV被害者支援庁内連絡会議で提供された情報を課内で共有する等、相談を受けた際に問題解決につなげられるよう準備を行った。	・DVに関する相談を受けることはなかったが、しっかりと準備していく。
	⑤ 推進体制の充実	02-5-1	教職員などへの男女共同参画に関する研修の充実	学校に勤務する全ての職員を対象に、男女共同参画の理念に基づく児童生徒の実態に応じた指導の在り方を中心とした研修を推進する。	学校教育課	・校内研修（講師研修）を実施する。	・男女共同参画の理念に基づく生徒の関わり方や学習指導の在り方について、校内研修を実施した。	・全ての学校で校内研修（教職員研修）を実施することができた。今後も、男女共同参画に係る研修を実施していく。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
2. 女性の人権問題	⑤ 推進体制の充実	02-5-2	市職員、就学前教育関係者への男女共同参画に関する研修	関係課と連携し、市職員や保育所などの職員に対して、男女共同参画に関する理解を深めるための研修を実施し、推進体制の充実を図る。	人事秘書課	・職員一人ひとりが様々な人権問題についての正しい理解と行動ができるよう職員人権・部落問題研修会を実施する。併せて、福岡県男女共同参画センター主催のDVやハラスメント等の基礎知識（実態や法律など）、人権学習を行っている福岡県市町村職員研究所の階層別研修に職員を派遣する。	・職員一人ひとりが様々な人権問題についての正しい理解と行動ができるよう職員人権・部落問題研修を実施した。併せて、福岡県男女共同参画センターが主催するDVやハラスメント等の基礎知識（実態や法律など）の研修に多数職員を受講させることができた。	・今後も職員人権・部落問題研修を実施し、職員一人ひとりが意識を持つことができる環境を整えていく必要がある。
					男女共同参画推進課	・市職員対象に男女共同参画に関する研修及びDV防止に関する研修を実施する。	・男女共同参画研修の実施：1回（9月） ・DV防止研修の実施：1回（7月）	・今後も継続して実施する。
		02-5-2	市職員、就学前教育関係者への男女共同参画に関する研修	関係課と連携し、市職員や保育所などの職員に対して、男女共同参画に関する理解を深めるための研修を実施し、推進体制の充実を図る。	こども育成課	・保育所職員に対し研修を実施し、男女共同参画の推進を図る。	・市の男女共同参画研修に参加し、多様性への理解を深め、男女共同参画に対する意識の向上と推進を図った。	・多様な価値観や意見が尊重され、新しい価値や発想を生み出す組織となるよう、ダイバーシティの考え方について理解を深めた。
		02-5-3	市女性職員への男女共同参画に関する研修の充実	「嘉麻市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍を推進するため関係課と連携し研修を実施する。	人事秘書課	・令和8年3月までに女性職員の割合を係長40%以上、管理職（課長補佐以上）25%以上にする計画に基づき推進する。また、研修については、嘉飯圏域定住自立兼形成推進会人材育成部会で「女性キャリア研修」を実施する。	令和7年4月1日時点 ・係長：40.6% ・管理職（課長補佐以上）：27.5%	・計画目標には達しているが、引き続き、女性職員の活躍を推進し、適切な昇格等を行っていく。
					男女共同参画推進課	・女性活躍推進のため男女共同参画社会基本計画に基づき市女性職員の活躍推進を図っていく。	・新規採用職員を対象とした男女共同参画に関する研修動画を飯塚市・桂川町と合同で作成し、各自治体で視聴研修（3月）を実施した。	・今後も継続して実施する。
3. 子どもの人権問題	① 子どもの健全育成	03-1-1	学校運営協議会制度などの活用	学校運営協議会や学校関係者評価委員会を活用し、学校に対し情報や意見の提供を受け、地域・家庭・学校との連携、協力の強化を図り、児童生徒の健全育成に努める。	学校教育課	・学校への情報、意見、評価等を保護者や地域住民等との連携強化のためにホームページで公開	・全ての学校でホームページを使った連携強化の取組を行うことができた。	・ホームページの更新を短期間で行い、最新の情報を地域住民に提供することができた。ホームページ更新が学校によって差があるため、今後も引き続き、校長会議等を通して指導していく必要がある。
		03-1-2	地域での安全対策	青少年の悩み解消や、いじめ・非行の未然防止のため、必要な施策や情報資料の整備及び関係機関との連携により、青少年の健全育成に努める。また、犯罪などを未然に防ぐ防犯活動や不審者情報の共有など、地域全体での防犯体制の確立を推進する。	防災対策課	・犯罪被害情報及び不審者情報の提供等により、防犯に関する広報活動による啓発を行う。	・不審者事案発生時には関係機関と連携し、素早くホームページ等で情報の周知・共有を行うことができた。	・今後も関係機関と連携を密にし、不審者事案等について素早い情報提供を行う。
					学校教育課	・学校防犯体制整備事業として学校支援専門員（警察OB）やスクールガードリーダーを配置し、防犯メール等に配信、青パト巡回により防犯に努める。	・学校支援専門員（警察OB）やスクールガードリーダーを校区ごとに役割分担をして配置し、警察と連携し、青パト巡回及び学校訪問、保護者連絡アプリtetoruにて不審者情報の配信等により防犯に努めた。	・学校支援専門員（警察OB）が定期的な学校訪問を行い、学校と連携しながら防犯体制等について指導助言を行った。 ・各学校からの要請に基づき、生徒指導事案の迅速な対応にも努めた。 ・今後も全ての学校できめ細かな助言・指導を徹底し、組織的な危機管理意識の徹底に努める。 ・保護者連絡用アプリを活用し、不審者情報を迅速に配信する。
					生涯学習課	・少年補導委員を委嘱し、年間を通して定期的な巡回指導及び街頭指導を行う。（年間24回）	・年間を通して定期的な巡回指導及び街頭指導を行った。（年間24回）	・取り組みは目標通り達成できたが、委員の高齢化が進み、減少傾向にあるため、後継者育成も含めた委員の確保が課題である。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
3. 子どもの人権問題	① 子どもの健全育成	03-1-3	団体等育成・支援	子どもの健全育成を目的に活動する社会教育関係団体に対し助言すると共に、主体的な活動が出来るよう支援する。	生涯学習課	・各団体の活動継続のため、高齢化・固定化が進んでいることから、人材育成等を進めるとともに、団体の実情に応じた指導・助言等を行い支援する。	・各団体の定例会議等において指導・助言を行った。	・役員の高齢化や固定化が進んでいることから、後継者育成を進める必要がある。自主的な運営に向けた指導・助言をするためにも、情報収集や資質向上等に努めていく。
		03-1-4	青少年体験活動推進	生活体験活動・社会体験活動・自然体験活動を通して、子どもたちの生きる力を育む。	生涯学習課	・ときめき学習（夏・冬） ・おしごと体験 他	・ときめき学習（山田5回、稲築6回、碓井9回、嘉穂16回、全519人） ・おしごと体験（全2回、全32人）	・児童数の減少により参加が少なくなっている。 ・おしごと体験では地域を超えての参加があり、異年齢で協力して楽しんでいた。
		03-1-5	地区公民館青少年育成	地区公民館が主催する地域住民との協働事業を通して、青少年の健全育成を図る。	生涯学習課	・通学合宿－サポーター養成 ・ひろば事業 他	・通学合宿（山田2泊3日17名、稲築1泊2日22名、嘉穂は夢サイトかほ改修工事による中止） ・ひろば事業（ふるさと探検隊全10回隊員数37名、くまっこひろば全3回、足白っ子ひろば全1回、宮野自遊塾全2回、ふれあいじゅく全1回）	・地域ボランティアの高齢化や固定化が課題であるとともに、児童数の減少に伴い、目的や課題について再確認していく必要がある。
		03-1-6	プロジェクトK事業	子どもの体力低下、学力低下、情緒的問題、コミュニケーション問題などを解決するため、脳科学、認知科学に基づく、「荒木式コーディネーショントレーニング」の普及に努め、スポーツや運動によって、体力・運動能力の向上だけを目指すのではなく、脳と心にも刺激を与えることにより、豊かな知性や感性を育んでいく。	スポーツ推進課	・荒木式コーディネーショントレーニングにより、子どもの身体と脳への刺激を通じて、運動能力の向上だけでなく豊かな知性や感性を育んでいく。	・公立保育園2園、私立保育園・幼稚園12園において、荒木式コーディネーショントレーニングの出前講座を実施。 ・小学校、義務教育学校（前期）8校すべてにおいて、荒木式コーディネーショントレーニングによる運動指導を実施。	・継続して荒木式コーディネーショントレーニングの出前講座や運動指導を実施する。また、中学校、義務教育学校（後期）への運動指導の導入も検討しており、義務教育課程すべての子ども達が荒木式コーディネーショントレーニングを実施することにより、体力・運動能力の向上だけでなく、知性や感性および学力向上に努める。
		03-1-7	学童保育	保護者の就労などによる留守家庭児童の健全育成のため、市内7学童保育所において放課後保育事業を実施する。	こども育成課	・放課後児童健全育成事業の実施（学童保育所：7カ所）	・学童保育所（市内7カ所）の運営を行った。	・放課後に家庭で保育ができない小学生に適切な遊びと生活の場を与え、児童の健全育成を図った。
		03-1-8	教育相談・就学相談	就学にあたっての悩みや教育に関する一般的な相談など、児童生徒、保護者の悩みや課題を解決するために、家庭、学校、地域、関係機関などと連携しながら助言や支援を行い、子どもの健全育成を図る。	子育て支援課	・教育相談、就学相談事業のチラシを配布する。 ・個々の悩みや課題の解決のため、関係機関と連携し対応する。	・各学校に対し、支援事業に関するチラシの配布を実施した。本人や保護者との面談、家庭訪問にて生活状況や教育環境等を把握し、家庭内の課題解決を目指し継続的な支援を行った。	・教育相談の実施により本人や家族と信頼関係を築き、課題解決に向け関係機関と連携し支援ができた。就学相談では、それぞれに合った就学先の情報提供や学校見学に同行するなど、家族の不安軽減に努めている。
					学校教育課	・毎月、学校生活アンケートを実施し、結果をもとに児童生徒の教育相談を実施 ・子育て支援課と連携しスクールカウンセラー等専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言・支援体制の充実を図る。	・全ての学校で、毎月学校生活アンケートを実施し、学期に一度はいじめに特化したアンケートを実施した。 ・子育て支援課と連携しスクールカウンセラー等専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言等を行った。	・全ての学校で、毎月学校生活アンケートを実施し、学期に一度はいじめに特化したアンケートを実施した。 ・子育て支援課と連携しスクールカウンセラー等専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言を行うことで支援体制の充実が図られた。
		03-1-9	不登校対策支援	個々の不登校傾向、不登校児童生徒の状況に応じた支援策などを講じ、学びの場につなぐとともに、社会的自立をめざす。	子育て支援課	・学習等支援室において、学習、生活支援を実施し、社会的自立に向けた支援を行う。	・学習等支援室では、生活支援を中心に個々に応じた支援を行った。	・学習等支援室において、引きこもり傾向及び不登校児童生徒に対して、生活環境の改善や高校進学等を支援し、学びの場につながる支援に努めている。
					学校教育課	・保護者・児童生徒が抱える悩みや課題の解決のために関係機関と情報共有・連携し、対応する。	・各学校における不登校の予防的取組や不登校児童生徒への支援内容等の情報共有と指導を行うための不登校支援会議を年3回実施した。	・不登校予防に向けた早期の取組を充実させるために、不登校支援会議の早期開催と取組の検証を図り、全校で実効性のある効果的な取組を実施する。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
3. 子どもの人権問題	② 児童虐待等について	03-2-1	児童虐待の未然防止	産婦健康診査や乳児家庭全戸訪問などの事業を通じて、産後の母の心身の状況や育児の困り感などを把握するとともに、子育てに関する相談、情報提供及び養育環境の把握などを行い、児童虐待の未然防止を図る。	子育て支援課	・産婦健康診査事業や産後ケア事業を通じ、関係機関と連携を図ることで、産後うつやの早期発見・早期対応に努める。 ・全戸訪問事業により、養育環境や支援の状況把握に努め、子育てに関する相談に応じる。	・母子健康手帳交付時や全戸訪問事業等の機会を通じて産婦健康診査事業や産後ケア事業の周知啓発を行った。令和7年度は産後ケア事業の利用料減免制度の導入に伴い、利用者が増加した。 利用延人数 R6：65人⇒R7：110人	・産婦健康診査・産後ケア等、母子保健事業の充実及び関係機関との情報連携・情報共有により、今後も早期対応・早期支援を行う。
		03-2-2	育児体験学習	生命や人権を大切にすることを目的に、中学生及び義務教育学校後期課程で保育所での保育実習などを行い園児との交流、また、小学生及び義務教育学校前期課程と就学前の保育・幼稚園児と交流を図る。	こども育成課	・中学生による職場体験や保育体験の実施	・鴨生保育所において、中学生と高校生の職場体験を受け入れた。（どんぐり保育所は要請なし。）	・保育所での職場体験を通じ、子どもとかかわる楽しさや保育士の仕事のやりがい、働くことの大切さを知ってもらった。
					学校教育課	・職場体験学習や保育体験を実施する。	・オンライン形式等で職業調べや講師を招いての学習会を実施するなどキャリア教育を推進した。	・中学生及び義務教育学校後期課程の生徒による幼稚園・保育所での保育実習などを行い園児との交流を通して生命や人権を大切にすることを学ばせる。
		03-2-3	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童などの早期発見・適切な支援を図るため、関係機関と必要な情報交換を行うとともに支援内容に関する協議を行うなど関係機関との連携を図る。	子育て支援課	・関係機関と連携し、児童虐待の未然防止、早期発見に努める。 ・要保護児童対策地域協議会を開催（代表者会議年1回、実務者会議年3回、個別ケース会議随時）する。 ・児童虐待の未然防止、早期発見のため、市民に対し積極的な啓発活動を実施する。	・要保護児童対策地域協議会（代表者会議1回、実務者会議3回、ケース会議41回）を開催し、要保護児童等及びその家庭に関する情報を共有し、要保護児童等に対する支援内容を協議した。	・関係機関との情報共有により、対応ができている。今後も実務者会議等により、専門性・対応力向上に努める。
	③ 子育てについて	03-3-1	こども家庭センターの運営	センターにおいて母子保健に関することだけでなく、関係機関との連携により妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じるなど、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策の切れ目ない相談支援体制の提供を図る。	子育て支援課	・母子手帳交付時や訪問事業、乳幼児健診時に実情を把握し、情報提供、相談、助言、指導を行い、切れ目のない支援ができるような体制の充実を図る。	・毎月1回、専門職による妊婦支援会議を開催し、特定妊婦等の判定及び支援の方向性を協議し、合同会議において支援方法や役割分担等について検討し継続的な支援を行った。	・こども家庭センターにおいて、母子保健、児童福祉、発達支援、教育の相談など、妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない子育て支援を実施するよう努めることができた。引き続き、子育てなどに関する相談の拠点として相談体制の充実を図る。
		03-3-2	家庭教育支援	地域活動を通して子育て家庭と地域の人たちの交流を図り、地域ぐるみで子育て家庭を支援する。	生涯学習課	・地域ボランティアに事業参加を呼びかけ、地域ぐるみでの子育て支援の充実を図る。	・ミニプレーパーク実施の際、高校生を対象としたボランティアを呼びかけ、子育て支援を行った。（ボランティア 30人）	・地域ボランティアの参加を呼びかけ、地域ぐるみでの子育て支援に努めていく。
		03-3-3	良好な生活環境の整備	誰もが良好な生活環境となるよう、公共の施設や交通機関などの障壁を取り除く取組を推進する。	土木課	・市道及び公園の整備については、関係機関と連携を図りバリアフリー化、安全確保を推進していく。	・横断歩道設置に関しては安全確保を行い、公園にはインクルーシブ遊具を設置した。	・市道の安全確保と公園遊具のバリアフリー化を順次進捗させることができた。 ・道路改良や遊具のバリアフリー化には用地買収や優先順位等の課題があり計画的に実施する必要がある。
		03-3-4	乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診	乳児のいる全家庭へ訪問する乳児家庭全戸訪問事業や、乳幼児健診などにより、子どもの発育・発達状況を確認し、育児に関する不安・悩みに対する育児相談や情報の提供など必要な支援を行うとともに、対象となる世帯等に対し広くかわりをもつよう伴走型相談支援事業などの相談支援を積極的に推進する。	子育て支援課	・全戸訪問事業や乳幼児健診等により、養育環境や育児の支援状況を把握し、継続的な情報提供や定期的な相談対応を行い、切れ目のない支援を実施する。	・対象家庭の全戸訪問及び乳幼児健診の実施率の向上に努め、全戸訪問は訪問率100%を達成した。妊産婦に寄り添い、妊娠・出産・子育てと継続して伴走型支援の充実にも努めた。 対象者数：154人 実施者数：154人 実施率100%	・乳幼児健診の未受診者については、就園先とも連携し積極的な受診勧奨を行い、未就園児に関しては家庭・教育相談支援係と同伴訪問を実施し、安否確認を行うと共に状況確認を実施するなど発育・発達状況の確認に努めていく。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
3. 子どもの人権問題	③ 子育てについて	03-3-5	養育支援訪問・児童相談	乳児家庭全戸訪問などで把握した、養育支援が特に必要であると認められる家庭へ家庭児童相談員兼養育支援訪問員などが訪問し、養育に関する相談、指導、助言などを行う。また、家庭における児童に関する問題の相談に応じ、必要な支援を行う。	子育て支援課	・定期的に家庭訪問を実施し、養育に関する相談、助言等を行う。養育に関して特に支援が必要な家庭については、関係機関と連携し対応する。	・定期的な家庭訪問に加え、必要に応じて、関係機関と情報共有及び情報連携し、各家庭が抱える個別の課題解決に努めた。	・継続的な支援や関係機関との連携体制構築は、養育者の育児不安の解消につながっている。養育環境の改善がみられない世帯については、世帯の背景等を十分考慮した上で、個別性を重視して、短期目標を立てる等して対応していく。
		03-3-6	子育て支援事業	子育て中の保護者同士が親子で交流できる場の提供や育児不安などへの相談・助言を行う支援事業、子どもの病気回復期、又は仕事などの理由により家庭で保育できない場合に預かるなど、子育てと就労の両立支援を行う。	こども育成課	・子育て支援センター事業の実施（直営：市内1カ所） ・病児保育事業の推進（広域連携：2カ所） ・病後児保育事業の実施（直営：市内1カ所）	・子育て支援センター（直営：市内1カ所）利用者：のべ1,361人 ・病児保育事業 広域連携事業：2カ所 利用者：のべ8人 ・病後児保育事業（直営：市内1カ所）利用者：のべ34人	・保護者と子どもが一緒に過ごす場所を提供し、保育士が援助しながら子育て家庭に対する支援を行った。 ・病気の急性期や回復期にある子どもを一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援した。
		03-3-7	通学等補助金	子育て支援の一環として、通学等補助金を実施し、通学定期券購入の負担を軽減する。	交通政策課	・嘉麻市在住の学生・保護者等に対し、広報・ホームページ等の媒体を活用して、更なる制度の周知を図る。	・学校でのチラシの配布及び広報紙やホームページ等を活用して制度の周知を図った。	・今後も継続して広報・ホームページ等の媒体を活用し制度の周知活動を行っていく。
	④ 子育てにめざされる職員の資質向上に関する研修の強化	03-4-1	教職員研修の推進及び体制の強化	児童生徒が発するサインを見逃さず、問題の早期発見・早期対応が出来る組織体制の充実・強化に努める。 また、子育てに関わる職員の資質の向上のため研修会を継続して実施する。	学校教育課	・学校生活アンケートの実施と教育相談 ・児童生徒指導委員会の開催 ・校内研修の実施	・全ての学校で、毎月学校生活アンケートを実施し、学期に一度はいじめに特化したアンケートを実施した。また、そのアンケート結果をもとに生徒指導委員会を開催し教育相談を行った。 ・校内研修計画に沿った校内研修を実施した。	・全ての学校で校内研修計画に沿った教職員研修を実施した。今後も継続した研修会の実施とともに、特に若年教員の資質向上を図るための研修会を進める必要がある。
		03-4-2	職員研修事業	人権・部落問題を正しく理解し、人権に対する感覚豊かな職員の育成及び保育に関わる職員の資質向上のための研修会を開催する。	こども育成課	・職員に研修会への積極的な参加を推進する。	・人事秘書課が実施する職員人権・部落問題研修をはじめ、各種研修会に参加するとともに、全国人権保育研究集会等に保育士が参加した。	・研修を通じて人権についての理解を深め、人権意識の高揚を図った。引き続き、職員が研修へ参加しやすい体制づくりに努める。
		4. 高齢者の人権問題	① 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	04-1-1	老人クラブ活動の推進	老人クラブへの支援を行い育成に努める。	高齢者介護課	・老人クラブが行う健康増進活動や地域福祉事業、高齢者相互支援事業等に対し、補助金を交付するほか、その活動や組織の活性化を図るための支援を行う。
04-1-2	交流・健康増進・介護予防事業の推進	おたっしやクラブや出前講座などを通じて、生きがいづくりや介護予防につなぐ高齢者の交流・健康増進の事業を推進する。	高齢者介護課	・おたっしやクラブ、出前講座やフレイルサポーター養成講座及びフレイルチェックの充実を図る。	・おたっしやクラブ 97回 参加者 412人 ・出前講座 110回 参加者 1,367人 ・フレイルサポーター養成講座 講座 1回 サポーター 10人養成 ・フレイルチェック 11回 参加者 142人	・高齢者が地域の集いの場を利用する事自体が、介護予防につながっていると考える。 また、集いの場に出向き介護予防事業を実施することで、高齢者の介護予防に取り組む事ができた。		
	04-1-3	生涯学習推進	人材バンク事業の推進を図り、学校や地域の生涯学習活動を活性化する。	生涯学習課	・学校を中心に人材バンクの活用を促進するとともに、登録者の確保と活躍できる場の確保を行う。（年間80件）	・学校を中心に人材バンクによる派遣を行った。（年間52件：子ども1,925人、大人310人）	・人材バンクの活用や登録者の要件化など制度を検討する必要がある。	
	04-1-4	公民館事業	地域の実情に即した教育・文化に関する講座などを開催し、生涯学習の機会を提供する。	生涯学習課	・各地区公民館にて多種の講座を企画。	・公民館講座、教室等 15事業 ・地域住民との協働事業 17事業 ・青少年体験活動 13事業	・地域課題や住民ニーズを常に把握し、多様な視野からの講座や教室等を立案していく必要がある。	

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
4. 高齢者の人権問題	② 高齢者へのサービス機能の充実と環境づくりの推進	04-2-1	健康に関する事業及び相談支援体制の充実	各種健康教室の実施によって、高齢者が自身の健康度を確認できる機会を提供するとともに、複合的な課題などの相談については、在宅介護支援センターや高齢者相談支援センター及び関係機関との速やかな連携のもと対応し、解決に努める。	健康課	・参加者の人数や参加年齢などを考慮し、教室の媒体や講話の内容を検討する。	・高齢者が主体の出前講座などは、媒体の文字を大きくしたり、わかりやすい絵を用いるなど工夫した。教室参加者の年齢が比較的若く参加人数が多い教室においては、パワーポイントを用いるなど参加者の状況に応じて媒体づくりを行った。	・高齢者にとっては、文字よりも絵などの方が理解しやすい状況だった。
					高齢者介護課	・相談対応する課を含め、他課や関係機関との連携・情報共有を行い、相談体制の構築を図る。	・各介護予防教室を実施する際に把握した相談や課題については、個々の課題に応じた関係課、関係職種との連携・情報共有を行い対応している。	・今後も対象に応じて必要な機関・職種等との連携を図りながら対応していきたい。
		04-2-2	職員の資質の向上	様々な課題に対し、適切かつ寄り添った支援を行うことができるよう、関連する研修会などへ積極的に参加できる環境をつくる。	健康課	・様々な研修に積極的に参加し、参加できなかった職員への伝達を実施する。	・全職員対象の研修については、積極的に参加した。 ・全職員が参加できなかった研修については、復命を行うなど伝達を心がけた。	・職員が希望する研修会には可能なかぎり参加できるように、業務の調整を行い参加できる体制を整えた。
					高齢者介護課	・接遇やクレーム対応等の研修に参加し、適切な支援を実施する。	・接遇やクレーム対応等の研修に参加し、課内の職員に伝達した他、高齢者の相談・苦情に対し、適切な支援を行うよう努めた。	・今後も高齢者の相談・苦情に対し、適切な支援が出来るよう研修会等に参加し、職員の資質の向上に繋げたい。
		04-2-3	地域包括ケアシステムの構築	在宅医療・介護連携推進事業などで関係機関との連携強化を図り、医療と介護、住まいなどの切れ目ないサービス提供体制の構築に努める。	高齢者介護課	・在宅医療・介護連携推進事業関連の研修会等に参加し、サービス提供体制の連携強化を図る。	・多職種研修会や地域包括システム協議会に参加し、地域課題についての情報共有や医療機関やサービス事業所等との連携強化に努めた。	・今後も在宅医療・介護連携推進事業関連の研修会、会議に出席し情報共有を図りながら、包括ケアシステム構築に努める。
		04-2-4	在宅高齢者福祉サービスの充実	在宅高齢者の生活実態を調査し、ニーズ把握に努め、在宅高齢者福祉サービスなどにより、在宅高齢者の支援に努める。	高齢者介護課	・高齢者が介護の必要な状態にならないように予防し、また自立した生活を送ることができるように各種事業を実施し、高齢者福祉の増進を図る。	・在宅高齢者福祉サービスの実施 生活管理指導員派遣事業 274回 生きがい対応デイサービス事業 114回	・在宅高齢者福祉サービスについては、高齢者の生活実態に応じ、事業内容を検討していきたい。
	③ 高齢者の地域生活の支援体制	04-3-1	ひとり暮らし高齢者などの安否確認	配食サービス事業や緊急通報システム事業により、虚弱により食事の確保が困難な高齢者や心疾患などを有するひとり暮らし高齢者などの安否確認を行い、見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	・配食サービス事業における配達時の安否確認や緊急通報システム事業における緊急時の対応等により見守り体制の構築を図る。	・ひとり暮らし高齢者等の見守り事業の実施 配食サービス利用者数 159人 緊急通報システム利用者数 55人 (R8年3月現在)	・ひとり暮らし高齢者等の見守り事業により安否確認や緊急時の対応等を実施することで、高齢者の生活の質の確保と自立した日常生活の継続に繋げることができた。
		04-3-2	地域での見守り体制の構築	地域住民や民生委員による声掛けや民間事業者との見守り活動に関する協力協定など、ひとり暮らし高齢者などの見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	・民生委員とのひとり暮らし高齢者見守り活動に関する情報共有を行うほか、随時、民間事業者との協力体制の構築を図る。	・民生委員とひとり暮らし高齢者見守り活動に関する情報共有を行い、安否確認及び見守りを図った。民間事業者とは「見守りネットふくおか」の協定に基づき、高齢者の異変の際、通報をもらうことで、高齢者の見守りに努めた。	・民生委員とはひとり暮らし高齢者見守り活動に関する情報共有を行うことで連携している。 ・民間事業者とは、「見守りネットふくおか」の協定を締結した事業者に対し、随時、高齢者の見守りを依頼し、協力体制の構築を図ることができた。
	④ 認知症高齢者への対応	04-4-1	周知・普及啓発活動	出前講座などで認知症に関しての理解を深めてもらう、相談、訪問指導を実施する。	高齢者介護課	・認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の理解を深め、随時相談、訪問指導を行う。	・認知症サポーター養成講座 20回 延べ245人 ・アルツハイマー月間イベント（9月） 参加者 76名	・認知症サポーター養成講座の実施や講演などにより、認知症への普及啓発活動ができていると考える。 ・医療機関や家族、地域住民からも認知症に関する相談があり、電話対応や訪問等により対応している。
		04-4-2	認知症高齢者の成年後見制度の推進	利用促進のための広報・普及活動を実施するとともに、利用に係る経費に対する助成を行う。	高齢者介護課	・広報掲載やリーフレットの配布、出前講座等で終活や成年後見制度について周知を図り制度の報酬助成等を行う。	・成年後見制度利用促進のため、広報掲載やリーフレットを活用した。 ・令和7年度は出前講座に終活に関する講座を盛り込んだ。また、嘉麻市の終活ノートを作成し、普及啓発を推進している。 成年後見制度の報酬助成 0件	・広報掲載やリーフレットの活用、出前講座を行うことで普及啓発を行っている。窓口に相談に来られる方もおり、専門職が対応している。専門職不在の場合については、後日改めて連絡し対応している。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
4. 高齢者の人権問題	④の認知症高齢者への対応	04-4-3	認知症高齢者などの見守り体制の構築	認知症地域支援推進員などを設置し、地域に集える場のオレンジサロンや認知症サポーター養成講座を行い、認知症サポーター数を増やし、チームオレンジの充実と地域の見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	・認知症地域支援推進員を中心に、オレンジサロンやチームオレンジ活動及び認知症サポーター養成講座を実施し、地域の見守り体制づくりを行う。	・認知症地域支援推進員の設置 2人 ・オレンジサロン 12カ所（R7.10月より1ヶ所追加） ・認知症サポーター総数 3,548人	・認知症地域支援推進員を中心に、各事業を実施し、認知症に関する普及啓発を行った。推進員だけではなく、認知症サポーターやチームオレンジ員と連携を図りながら、見守り体制の構築や普及啓発にも取り組んでいる。
5. 障がいのある人の人権問題	①人権教育・啓発の推進と共生社会の実現	05-1-1	障がいや障がいのある人に対する理解の促進	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮し、地域の一員として生活できる共生社会の実現ができるよう、広報や情報媒体を活用し周知を図る。	社会福祉課	・広報や市のホームページを活用し、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう周知を図る。	・広報にイラストを用いた手話コーナーを掲載し、手話への関心と理解が深められるように努めた。 ・広報やデジタルサイネージを活用し、「手話の日」や「発達障害啓発週間」等の周知に努めた。	・人権に配慮した啓発に努めるとともに、飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターのホームページにおいても事業所の情報を公開するなど、情報提供の方法を工夫し積極的な啓発を行っていく。
		05-1-2		市職員が、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、状況に応じた適切な対応ができるよう、必要な研修を実施する。	人事秘書課	・障害者差別解消法を含めた内容の人権研修を実施し、状況に応じた対応が出来る職員を育成する。	・障害者差別解消法の理解促進に加え、具体的な対応事例を取り入れた人権研修を実施し、状況に応じた適切な対応力の向上に取り組んだ。	・研修の実施により、制度理解と対応の基本的な考え方の浸透が図られた。 ・一方で、個別事案への対応力の向上には引き続き実践的な研修が必要である。
		05-1-3	学校教育における福祉教育の推進	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、日常的な交流の中で共に触れ合うことでお互いを理解し、共に豊かな人間性を育む交流教育を推進する。また、学校において、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流の機会の充実を図り、福祉教育（インクルーシブ教育）を積極的に拡大する。	学校教育課	・計画的、日常的な交流授業の推進	・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、日常的な交流の中で共に触れ合うことでお互いを理解し「ノーマライゼーション」の理念を根づかせ、共に豊かな人間性を育むため計画的、日常的な交流授業を行った。	・今後も障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、日常的な交流の中で共に触れ合うことでお互いを理解し「ノーマライゼーション」の理念を根づかせ、共に豊かな人間性を育むため計画的、日常的な交流授業を行う。
	②障がいのある人への権利擁護	05-2-1	権利擁護の推進	障がいのある人が、社会の一員として尊重され、自らの考えに基づいた決定をし、その考えを表明したり、行動したりするための支援を行う。また、障がいの特性から、十分な判断を行うことや意思の表明することが困難な場合には、消費者被害などその人の権利が損なわれることがないよう、具体的事案の情報提供を行うなど啓発するとともに、権利擁護の推進に取り組む。 関係機関などと連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図る。	総務課	・福岡県弁護士会に一人30分の無料法律相談等相談事業の実施を市民に広く周知し、市民が相談を受けられる環境の整備を図る。	・無料法律相談事業は年間245人の利用実績があった。また、問い合わせに対して他の相談窓口の情報提供は随時行った。	・市民の人権や権利を守る手助けができた。複雑化する社会の中、人権を守るため、無料法律相談事業の実施、各相談窓口の情報提供を行っていく。
					防災対策課	・嘉麻警察署と連携し、ニセ電話詐欺などの犯罪被害防止に取り組むとともに、ホームページ等での情報提供などの啓発を行う。	・嘉麻警察署と連携し、ホームページ等での注意喚起や啓発活動を行い、犯罪被害の防止に務めた。	・今後も嘉麻警察署と連携を密にし、ニセ電話詐欺事案等について素早い情報提供を行う。
					社会福祉課	・関係機関と連携しながら相談体制を整えるとともに、成年後見制度の周知を図る。	・飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターにおいて、様々な相談について対応するとともに、身体・知的・精神障がい者相談員を配置し、相談支援を行った。	・今後も飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターや関係機関等と連携しながら様々な相談に対応し、権利擁護の推進に努める。
					産業振興課	・引き続き、飯塚市消費生活センター等様々な機関と連携し、情報を共有し取り組めるよう努める。	・相談があった際に、関係機関につなげることができた。	・各職員が人権意識を持っていたため、速やかに関係部署につなげることができた。
		05-2-2	障がい者虐待の防止と早期発見	市及び障がい者虐待防止センターにおいて、相談体制の充実を図りながら、障がいのある人の虐待の防止や早期発見、迅速な対応に努める。	社会福祉課	・虐待の対応についての研修を受講し、相談体制を充実させ、障がいのある人の虐待の防止や早期発見に努める。	・虐待の疑われる相談等については、障がい者虐待防止センターと連携し、施設への聞き取り調査等を行い、事業所へ支援体制の改善を指導した。	・今後も積極的に虐待の対応についての研修を受講し、関係機関等との連携強化や障がいのある人への虐待防止、早期発見に努める。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
5. 障がいのある人の人権問題	③ 自分らしい自立した生活の支援	05-3-1	情報提供の充実	障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、広報や情報媒体を活用した障がい福祉に関する情報提供を行い、自分に合ったサービスを適切に選択できるようにする。	社会福祉課	・ 広報や市のホームページを活用し、「障がい福祉のしおり」により情報提供の充実を図る。	・ 障がい福祉に関する情報を提供するため、解りやすい表現で「障がい福祉のしおり」を作成し、窓口において配布を行った。 また、ホームページにおいても掲載を行い、情報提供の充実に努めた。	・ 飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターのホームページにおいても事業所の情報などを公開しており、引続き情報提供の充実を図っていく。
		05-3-2	相談支援体制の充実	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、障がい者基幹相談支援センターを地域の相談の拠点として支援を行っていく。また、相談事業について広報紙などでの周知に努め、相談体制の充実を図る。	社会福祉課	・ 飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターを地域の相談の拠点とし、支援を行う。 ・ 相談事業について、広報紙等で周知を行い相談体制の充実に努める。	・ 飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターにおいては、関係機関と連携し様々な相談について対応し、障がいのある人への支援を行った。 また、身体・知的・精神障がい者相談員を配置し相談支援を行った。 ・ 精神障がい者相談員については、毎月、相談会の開催を広報に掲載し、周知を行っている。	・ 今後も飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターや関係機関と連携を密にし、必要な情報の提供や助言を行い、身近なところで相談が行える体制づくりを推進する。
		05-3-3	障がい福祉サービスの充実	障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、計画相談支援事業所などの障がい福祉サービス事業所と協議を行い、障がい福祉サービスの充実を図る。	社会福祉課	・ 地域活動支援センターの機能を強化し、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図るとともに、生活援助や移動支援などの充実を図る。	・ 飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターや相談支援事業所に相談し、障がいのある人が、移動支援等の希望に応じた適切な障がい福祉サービスの給付を受けることができるよう、相談支援専門員と連携を取り、日中活動の場や機会の充実を図った。	・ 今後も関係機関と連携し、生活援助や移動支援等を利用することにより、障がいのある人の社会参加や社会活動が促進されるよう障がい福祉サービスの充実に努める。
		05-3-4	障がい者自立支援ネットワークの運営	障がい者自立支援ネットワークでの情報共有による相互の連絡を図り、地域における障がいのある人などへの支援体制に関する課題について協議を行う。 また、関係機関などの連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を行う。	社会福祉課	・ 飯塚圏域における2市1町の担当者と障がい者基幹相談支援センターで構成された障がい者地域自立支援ネットワークを定期的に開催し、協議を行う。	・ 2市1町の担当者及び飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターとで構成された飯塚圏域自立支援ネットワークにおいて、障がいのある人の住まいや生活の場の確保などの推進について情報を共有し、定期的に運営会議を開催した。	・ 引続き2市1町の担当者及び飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターとで連携を密にし、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っていく。
	④ 社会参加機会の充実	05-4-1	福祉環境整備の促進	障がいのある人が安全・安心に生活し、社会に参加できるよう、生活空間のバリアフリー化を推進する。また、多様な人々が利用しやすい環境をデザインする「ユニバーサルデザイン」の考え方を普及促進し、誰もが利用しやすい公共施設の運営に努める。	総務課	・ 本庁舎の駐車場については、障がい者及びふくおかまごころ駐車場を設置。今後も市民の要望を含め、本庁舎が利用しやすくなるよう改善に努める。	・ 障がい者用及びふくおか・まごころ駐車場並びに車椅子は適宜利用されている。	・ 誰もが利用しやすい公共施設の運営を行うことができた。バリアフリー化推進のため、今後も必要な対応を行っていく。
					土木課	・ 市道及び公園の整備については、関係機関と連携を図りバリアフリー化、安全確保を推進していく。	・ 横断歩道設置に関しては安全確保を行い、公園にはインクルーシブ遊具を設置した。	・ 市道の安全確保と公園遊具のバリアフリー化を順次進捗させることができた。 ・ 道路改良や遊具のバリアフリー化には用地買収や優先順位等の課題があり計画的に実施する必要がある。
					こども育成課	・ 保護者や学校等と連携しながら、安心して利用できる施設の管理運営に努める。	・ 利用する児童の状態を把握し、安全な環境で保育が実施できるよう、不具合等には迅速に対応するなど、市立保育所及び学童保育所の環境整備を行った。	・ 児童はもとより、保護者や保育士などすべての人にとって利用しやすい、安全で安心な施設となるよう、引き続き適切な環境整備に努める。
					環境課	・ 安心・安全に施設を利用できるように維持管理を行う。	・ 安全・安心に施設を利用できるように維持管理に努めている。	・ 今後も安全・安心に利用できるよう維持管理を継続していく。
					高齢者介護課	・ 施設によりハード面でのバリアフリー化整備には違いがあるが、障がいの有無や年齢、性別、国籍などによってサービスが制限されないよう環境づくりに取り組む。 改修工事を行う際は、施設のバリアフリー化に努める。	・ 社会福祉施設の管理運営については、指定管理制度を導入しており、民間企業による適切な管理運営に努めた。	・ 社会福祉施設の老朽化が進んでおり、今後も改修工事等を行う場合は、ハード面でのバリアフリー化整備も含め実施していく必要がある。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
5. 障がいのある人の人権問題	④社会参加機会の充実	05-4-1	福祉環境整備の促進	障がいのある人が安全・安心に生活し、社会に参加できるよう、生活空間のバリアフリー化を推進する。また、多様な人々が利用しやすい環境をデザインする「ユニバーサルデザイン」の考え方を普及促進し、誰もが利用しやすい公共施設の運営に努める。	産業振興課	・所管する施設において、利用者全てが安心して利用できるよう、指定管理者と意見交換を行い、意識の共有を図る。	・指定管理者と毎月定例で会議を行い、意識の共有を図ることができた。	・利用者への配慮や利用についての課題など協議することで、全ての利用者が使いやすくなるよう取り組むことができた。
					住宅課	・市営住宅において、障がいのある方が椅子やベッドでの生活を快適に送れるよう、一部、畳の部屋をフローリングに改修する。	・市営住宅の空家改修時に、畳の部屋数が多い物件等については、一部フローリングに改修した。	・今後も障がいのある方が快適に生活できるよう、フローリングへの改修を順次行う。
					防災対策課	・避難所においては、避難生活の負担を軽減できるよう施設所管課等と連携を行い対策に努める。	・避難所班及び避難所所管課と事前に各避難所で研修を行うなど、避難者の負担が軽減できるよう連携を行った。	・今後も施設所管課等と連携を図り、避難生活の負担軽減が図れる環境づくりに努める。
					教育総務課	・障がいのある人が安全・安心に生活し、社会に参加できるよう、生活空間のバリアフリー化を推進する。また、多様な人々が利用しやすい環境をデザインする「ユニバーサルデザイン」の考え方を普及促進し、誰もが利用しやすい公共施設の運営に努める。	・学校施設を安全に利用できるよう学校職員と連携して施設運営に努めた。	・今後も引き続き、安全・安心な施設運営及び児童生徒が利用しやすい環境作りに努めていく必要がある。
					生涯学習課	・「ユニバーサルデザイン」の普及に努める。	・施設内の一部（トイレなど）については設置している。	・トイレなどの一部しか設置していない現状がある。照明機器や空調設備などの修繕等に予算がかさんでいるので、手づくりなどによる設置も検討していく必要がある。
					スポーツ推進課	・社会体育施設においては、概ねバリアフリー化がされているが、どなたでも安全安心に施設を利用できるようきめ細やかな配慮を行い、改善に努める。 ・利用者の安全安心を確保するために、嘉穂陸上競技場の走路改修工事及びスイミングプラザなつきの特定天井改修工事などの大規模な改修工事をはじめ、施設の維持管理に伴う改修・修繕・更新等を計画的に実施する。	・施設及び備品等の維持管理を適切に行い、安全安心に施設の利用ができるよう配慮に努めた。 ・嘉穂陸上競技場において走路改修を行い、車椅子での競技にも安全な環境を整備した。 ・スイミングプラザなつきにおいて特定天井改修、ろ過機更新などの改修を行い、リハビリプール等利用者の安全・安心な環境を整備した。	・利用者の安全安心を第一に考え、施設及び備品等の維持管理においては、きめ細やかな対応を心掛ける。 ・今後も利用者のご意見、ご要望等を積極的に取り入れ、必要に応じた改善・改修を行う。
					総合支所 (碓井・山田・嘉穂)	・施設周辺の維持管理に細心の注意を払い、誰もが安心・安全に施設を利用できる環境を提供する。	・適切な維持管理により、誰もが利用しやすい環境を提供した。	・誰もが利用しやすい環境を維持するため、継続して施設の維持管理を行う。
					社会福祉課	・障がいのある人が安心して利用できるよう、ふくおか・まごころ駐車場やバリアフリーマップ等についての情報提供を行う。	・例年作成している「障がい福祉のしおり」を更に見やすく改訂し、ふくおか・まごころ駐車場やバリアフリーマップ等についての情報提供を行うとともに、施設・相談窓口・シンボルマーク等の周知を図った。	・今後も障がいのある人が安全・安心に生活し、社会に参加できるよう、関係機関との連携や協力体制の強化により福祉環境整備の促進に努める。
					人権・同和对策課	・利用者が施設を安全に安心して利用できるよう施設の維持管理を行うとともに、改善に努める。	・嘉穂隣保館大規模改修において、スロープを設置し施設玄関内の段差を改善した。	・合理的配慮の提供も含めて、誰もが利用しやすい施設となるよう努めていく。 ・施設の改修等を行う際は、バリアフリー化の検討を行う。
		05-4-2	教職員の障がい者支援など研修会参加の推進	障がい者支援などの研修会・手話通訳者養成講座などへの積極的な参加について推進を図る。	学校教育課	・各種研修会への参加と校内研修会での他の職員への還元	・オンライン形式での学習会を実施するなど教職員の障がい者支援の取組を推進した。	・障がい者支援等の研修会・手話通訳者養成講座などの参加について推進を図る。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
5. 障がいのある人の人権問題	④ 社会参加機会の充実	05-4-3	コミュニケーション支援の充実	障がいのある人の社会参加を支援するため、手話奉仕員養成講座を実施し、手話奉仕員の養成を行う。 また、窓口において手話タブレットを活用し、コミュニケーション支援の充実を図る。	社会福祉課	・手話通訳等を行える体制を構築し、コミュニケーションの充実を図る。	・窓口においては手話タブレットを活用し、コミュニケーション支援の充実を図った。 ・飯塚市、桂川町と共同で手話奉仕員養成講座を実施し、令和7年度は、入門課程7名、基礎課程7名が講座を修了した。	・手話奉仕員の養成や登録に努めているが、「かま手話の会」会員の減少や高齢化による支援の難しさが課題となっている。 ・手話奉仕員養成講座修了者には、「かま手話の会」への入会を促し、支援の充実を図っていく。
	⑤ 障がいのある人への就労支援	05-5-1	就労支援の推進	障がいのある人へ就労に関する情報提供充実を図るため、飯塚公共職業安定所（ハローワーク）などと連携し、障がいのある人の就労などに関する情報提供や相談に応じる。また、障がいサービスの利用による就労支援実施によって、就労の継続ができるよう推進する。	社会福祉課	・飯塚公共職業安定所（ハローワーク）や県内の障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、就労支援を行う。	・飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターや相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、就労などに関する情報提供や相談に応じ、就職等についての支援を行った。	・今後も関係機関と連携を図り、就労の継続ができるよう支援を行っていく。
		05-5-2	障がいのある人の雇用の推進	計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、障がいのある人の雇用の推進を図る。	人事秘書課	・新規職員等の採用に当たっては、障がいのあるなしに関わらず、広く募集するとともに法定雇用率の遵守も視野に入れ、障がいのある人の雇用の促進を図る。	・障がい者雇用に関する募集を適宜行っており、法定雇用率を達成できている。	・任期の定めがない職員として、障がい者雇用を適宜行っているが、競争試験の性質上、採用できないこともあるため、今後も広く周知を図っていく。
6. アイヌの人々の人権問題	①	06-1-1	啓発活動の推進	アイヌの人々に対する偏見や差別意識の解消に向け、アイヌ民族の歴史や文化、伝統などを正しく理解するための啓発活動を行う。	人権・同和対策課	・各種媒体を活用しながら情報提供を行う等啓発活動を実施する。	・隣保館等公共施設にパンフレット等を設置し、情報提供を行った。	・引き続き情報発信等啓発活動に努めていく。
7. 外国人の人権問題	① 講演会や交流活動の実施	07-1-1	交流活動の推進	研修会・フェスティバルなどを開催し、異なる文化・風習を認め合うことで外国人に対する偏見や差別意識の解消に向けた交流活動の実施に努める。	人権・同和対策課	・異なる文化や風習を互いに理解し、偏見や差別意識を解消するための情報提供を行う。	・多文化に対する理解を深めるための研修会を市内義務教育学校2校で開催した。（参加者数303人）	・引き続き異なる文化や風習について学ぶ機会を検討していく。
	② 環境づくりや相談支援体制・情報等の提供	07-2-1	行政窓口における相談支援体制の推進	スムーズな窓口案内に取り組み、外国人が安心して生活できるよう、ゴミ出しなどの生活情報や地域情報、災害情報などを多言語またはやさしい日本語で分かりやすく提供するとともに、人権を含むそれらの相談窓口や国際交流イベントなどの情報提供に努める。	総務課	・窓口案内表示は英語表記をしているが、今後も改善に努める。	・各課等から依頼されるデジタルサイネージへの情報掲載は、随時行った。	・窓口案内表示の英語表記により外国人の利便性を高め、デジタルサイネージによる情報発信により市民への情報提供を行うことができた。今後も引き続き情報提供を行っていく。
					総合政策課	・窓口やホームページ等で国際交流、多文化共生関係の情報発信につとめる。 ・県国際交流センターと連携し、在住外国人の様々な相談等に対応するため、多言語出張相談会を開催する。（1回）	・窓口やホームページ等において、多言語ややさしい日本語による生活情報・行政情報の提供に努めた。また、令和7年11月から月1回、外国人総合相談窓口を開設し、相談実績は1件であった。	・多様な媒体を活用し、ホームページやSNS、協力事業所への周知、関係会議での案内等により情報発信を行い、相談体制の整備が図られた。一方で、必要とする対象者に情報が確実に届くよう、伝達手法の工夫が課題である。
					市民課	・窓口を設置している翻訳できるタブレットやチラシを積極的に活用する。	・外国人来庁者に対しやさしい日本語での説明や翻訳アプリ、窓口に常備している翻訳できるタブレットやチラシを活用し、意思疎通の円滑化を図った。	・在住外国人の窓口対応をスムーズにできるよう関係部署等と連携し、必要な行政サービスへつなげる体制を整備していく。
					環境課	・家庭ごみの出し方ガイドやごみ収集日程表などで、イラスト、マークなどを使って表示するとともに、優しい日本語での情報提供を行う。	・家庭ごみの出し方ガイドで、イラストなどを活用し、優しい日本語で情報提供を行った。	・今後も継続していく。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
7. 外国人の人権問題	②環境づくりや相談支援体制・情報等の提供	07-2-1	行政窓口における相談支援体制の推進	スムーズな窓口案内に取り組み、外国人が安心して生活できるよう、ゴミ出しなどの生活情報や地域情報、災害情報などを多言語またはやさしい日本語で分かりやすく提供するとともに、人権を含むそれらの相談窓口や国際交流イベントなどの情報提供に努める。	防災対策課	・外国人の方も安心して相談できる体制を整え、職員一人ひとりが、わかりやすい説明に努める。	・外国人向け災害時情報提供アプリの紹介をホームページで行った。	・外国人の方からの問い合わせはなかったが、今後も安心して相談できる体制づくりに努める。
					人権・同和対策課	・法務局作成のパンフレット等を活用し、情報提供等を行う。	・10言語分の外国人向けパンフレットを設置し、スムーズに案内ができるよう窓口の環境を整えている。	・相談はなかったが、引き続き取り組んでいく。
		07-2-2	多文化共生事業の推進	市内在住在勤の外国人を対象として日本語教室を開催し、社会生活の円滑化を図る。	生涯学習課	・日本語教室（オンライン）の開催	・令和7年4月9日（水）～令和7年11月26日（水）までの間、月2回（第2,4水曜日）全16回開催した。（市内在住・在勤の方、各回6名参加）	・昨年度は市内企業で在勤している外国人7名の参加のみであり、参加者が少なく、広報等以外にも周知の方法を検討していかなければならないと考えている。オンラインでの開催は初の試みではあったが、聞き取りづらいなどの問題はなく、今後も何人までが受講可能なのか、会場によってはマイクスピーカー等の整備も必要なのかなど検討していく必要がある。
	③の差別意識の解消に向けた人権教育・啓発	07-3-1	人権問題研修	外国人への偏見や差別意識の解消に向け、国や地域の文化についての理解を深めるための研修会を開催し、多文化共生の地域づくりに努める。	人権・同和対策課	・各種媒体を活用しながら情報提供等啓発活動を実施する。	・外国人に対する差別意識を解消するため、窓口等にパンフレットを設置し啓発に務めた。 ・多文化に対する理解を深めるための研修会を開催した。	・引き続き情報提供を行うとともに、社会情勢にも目を向け情報収集に努めていく。
					生涯学習課	・国際理解が深まるよう様々な場で啓発し、相互理解を促進する。	・多文化共生のまちづくりに関する研修会を行い、国際理解が深まるよう啓発に努めた。	・今後も国際理解が深まるような研修会を開催し、相互理解の促進を図る。
		07-3-2	人権教育・啓発の推進	児童生徒に対して、国際理解教育（総合的な学習の時間を中心に）の実施など、学習プランの推進に努める。	学校教育課	・計画的な国際理解教育の推進	・児童生徒に対して総合的な学習の時間の授業により計画的な国際理解教育の推進した。	・今後も児童生徒に対して総合的な学習の時間の授業により計画的な国際理解教育の推進を図る。
8. HIV感染者・新型コロナウイルス感染者等の人権問題	①	08-1-1	相談・支援体制の充実	感染症の発生動向を注視し、感染症に関する相談に対し、適切に対応できるよう、関係機関との連携に努め、当事者への適切かつ寄り添った支援につなげる。	健康課	・感染症に関する市民からの相談については、感染症の発生に関する県やメディアからの情報を察知し、適切な対応を心がける。	・毎週県から送付される感染症発生週報を確認し、流行拡大時には注意喚起を行うなどの対策を行った。新型コロナウイルス感染症については、5類疾病に移行し、問い合わせなど1人の方からある状況だった。	・ニュース報道からの情報で不安になり、問い合わせをする方もいるため、県からの情報だけでなく、日頃からニュース報道にも耳を傾けておく必要がある。
					人権・同和対策課	・相談窓口の周知と、関係機関と連携した相談への対応の体制充実に努める。	・啓発冊子等にて相談窓口の周知を行った。	・相談はなかったが、的確に対応できるよう情報収集等を行う。
		08-1-2	啓発活動	様々な感染症に対し、正しい知識の不足などにより、感染症に対する不安や恐怖心、また誤った情報から起こる偏見や差別意識を解消するため、わかりやすく正しい知識の普及啓発に努める。	健康課	・感染症発生時は、感染症に対する不安や恐怖心、誤った情報からの混乱など発生しやすいため、わかりやすい正しい情報の啓発に努める。	・今年度はインフルエンザの流行以外は新感染症等の流行はなかった。 ・保健所単位で毎年開催される感染症対策協議会に参加し、日頃からの感染対策などの協議を行った。	・担当者が保健所主催の感染症対策協議会に出席し情報共有を図った。
					人権・同和対策課	・各種媒体を活用して感染症について正しく理解してもらえるための啓発活動に取り組む。	・感染症に関する記事を広報に掲載し、啓発を行った。	・相談はなかったが、的確に対応できるよう情報収集等を行う。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
8. 者コH 等ロV のナV 人ウ感 権イ染 問題ス・ 感新 染型	①	08-1-3	児 童 ・ 生 徒 を 対 象 と し た 学 習 （ 道 徳 ・ 保 健 体 育 ）	感染症及びその防止について学習を推進する。また、そのことにより、感染者などに対して理解を深め、人権意識の醸成を図る。	学校教育課	・道徳、保健体育の時間等を活用し、感染症などについて学習することによって、感染者等への理解を深め人権意識の育成を図る。	・道徳科、保健体育科の時間等を活用し、感染症などについて学習することによって、感染者等への理解を深め人権意識の育成を図った。	・道徳科、保健体育科の時間等を活用し、感染症などについて学習することによって、今後も感染者等への理解を深め人権意識の育成を図る。
				偏見や差別意識を解消するため、正しい知識の普及に努め、誤った情報に惑わされず偏見や差別を許さない意識を持つための啓発に努める。	人権・同和対策課	・各種媒体を活用し、市民の方に正しく理解してもらえるよう情報提供等啓発活動を実施する。	・広報嘉麻にハンセン病に関する記事を掲載し、啓発を図った。	・相談はなかったが、的確に対応できるよう情報収集等を行う。
				犯罪被害者に対する相談体制・支援の推進	防災対策課	・ホームページ等で犯罪被害者のための相談窓口や基金、奨学金等の支援制度の紹介等の広報活動による啓発を行う。	・ホームページで相談窓口や各種制度の啓発を行った。	・相談窓口や見舞金制度の紹介等をホームページや広報活動により行う。
9. 族回ハ 等復セ の者人 権及び 問題そ 患者の 家・	①	09-1-1	啓発普及活動	国や県の関係機関などと連携した相談体制を充実させるとともに、救済希望者へ関係機関による相談対応、相談業務などの周知を図る。	人権・同和対策課	・人権に関する相談窓口の周知と、体制の充実に努める。	・啓発冊子等にて相談窓口の周知を行った。	・相談はなかったが、的確に対応できるよう情報収集等を行う。
				相談・支援体制の整備	人権・同和対策課	・人権に関する相談窓口の周知と、体制の充実に努める。	・啓発冊子等にて相談窓口の周知を行った。	・相談はなかったが、的確に対応できるよう情報収集等を行う。
				啓発活動	社会福祉課	・庁舎内外の掲示板等を利用し、犯罪・非行・再犯防止の啓発を行うとともに、補助金の交付等を通じて、保護司会の活動を支援する。 ・今後、再犯防止の推進のための再犯防止推進計画の策定を目指す。	・補助金の交付等を通じて、保護司会の活動を支援するとともに、掲示板等を利用し、犯罪・非行・再犯防止の啓発を行った。 ・保護司会が相談場所を検討する際に情報提供を行い、活動の支援を行った。 ・第3期嘉麻市地域福祉計画の策定と併せ、再犯防止の推進のための再犯防止推進計画を策定した。	・再犯防止推進計画を踏まえ、今後も積極的に啓発活動を行い、継続して保護司会活動を支援し、再犯防止の推進に努める。
10. 人犯 権罪被 問題害 者とその 家族の	①	10-1-1	犯罪被害者に対する相談体制・支援の推進	国や県の関係機関などと連携した相談体制を充実させるとともに、救済希望者へ関係機関による相談対応、相談業務などの周知を図る。	防災対策課	・ホームページ等で犯罪被害者のための相談窓口や基金、奨学金等の支援制度の紹介等の広報活動による啓発を行う。	・ホームページで相談窓口や各種制度の啓発を行った。	・相談窓口や見舞金制度の紹介等をホームページや広報活動により行う。
				相談・支援体制の整備	人権・同和対策課	・人権に関する相談窓口の周知と、体制の充実に努める。	・啓発冊子等にて相談窓口の周知を行った。	・相談はなかったが、的確に対応できるよう情報収集等を行う。
				啓発活動	社会福祉課	・庁舎内外の掲示板等を利用し、犯罪・非行・再犯防止の啓発を行うとともに、補助金の交付等を通じて、保護司会の活動を支援する。 ・今後、再犯防止の推進のための再犯防止推進計画の策定を目指す。	・補助金の交付等を通じて、保護司会の活動を支援するとともに、掲示板等を利用し、犯罪・非行・再犯防止の啓発を行った。 ・保護司会が相談場所を検討する際に情報提供を行い、活動の支援を行った。 ・第3期嘉麻市地域福祉計画の策定と併せ、再犯防止の推進のための再犯防止推進計画を策定した。	・再犯防止推進計画を踏まえ、今後も積極的に啓発活動を行い、継続して保護司会活動を支援し、再犯防止の推進に努める。
11. 問刑 題期 を終 えて 出所 した 人 の 人 権	①	11-1-1	相談・支援体制の整備	刑期を終えて出所した人などの社会復帰を円滑に行えるよう、関係機関と連携し、相談窓口の周知を図る。	人権・同和対策課	・人権に関する相談窓口の周知と、体制の充実に努める。	・啓発冊子等にて相談窓口の周知を行った。	・相談はなかったが、的確に対応できるよう情報収集等を行う。
				啓発活動	社会福祉課	・庁舎内外の掲示板等を利用し、犯罪・非行・再犯防止の啓発を行うとともに、補助金の交付等を通じて、保護司会の活動を支援する。 ・今後、再犯防止の推進のための再犯防止推進計画の策定を目指す。	・補助金の交付等を通じて、保護司会の活動を支援するとともに、掲示板等を利用し、犯罪・非行・再犯防止の啓発を行った。 ・保護司会が相談場所を検討する際に情報提供を行い、活動の支援を行った。 ・第3期嘉麻市地域福祉計画の策定と併せ、再犯防止の推進のための再犯防止推進計画を策定した。	・再犯防止推進計画を踏まえ、今後も積極的に啓発活動を行い、継続して保護司会活動を支援し、再犯防止の推進に努める。
				啓発活動	社会福祉課	・庁舎内外の掲示板等を利用し、犯罪・非行・再犯防止の啓発を行うとともに、補助金の交付等を通じて、保護司会の活動を支援する。 ・今後、再犯防止の推進のための再犯防止推進計画の策定を目指す。	・補助金の交付等を通じて、保護司会の活動を支援するとともに、掲示板等を利用し、犯罪・非行・再犯防止の啓発を行った。 ・保護司会が相談場所を検討する際に情報提供を行い、活動の支援を行った。 ・第3期嘉麻市地域福祉計画の策定と併せ、再犯防止の推進のための再犯防止推進計画を策定した。	・再犯防止推進計画を踏まえ、今後も積極的に啓発活動を行い、継続して保護司会活動を支援し、再犯防止の推進に努める。
12. イン ター ネッ ト上 の 人 権 問 題	①	12-1-1	モニタリング	国に対し、インターネットなどを利用した差別行為の防止対策について要望していく。また、モニタリングにより発見した場合に関係機関と協力し、削除に努める。	人権・同和対策課	・モニタリングを実施し、インターネット上の差別事象発見に努める。 ・差別事象を発見した場合、関係機関と連携しながら削除依頼等の対応を行う。	・嘉穂隣保館においてモニタリングを実施している。	・県と連携しながら、引き続きモニタリングを実施していく。
				インターネットなどを利用した差別行為の防止に関する啓発	人権・同和対策課	・各種媒体を活用し情報提供等啓発活動を実施する。	・インターネット上の人権問題について広報紙に記事を掲載する等啓発を行った。	・今後も各種媒体を活用しながら情報発信等啓発に取り組んでいく。
				情報の収集及び発信に関する個人の責任や情報モラルについての関心を高め、適切な利用を促進し、人権侵害などの防止に向けた啓発に努める。	生涯学習課	・情報モラルに関する啓発教材等を使用し、インターネットなどによる人権侵害の防止に関する啓発を行う。	・視聴覚教材等を用いて、情報モラルについて市民が正しく理解するとともに、情報を正しく安全に活用するための知識や技能について、様々な機会を通じ、啓発を行った。	・情報社会の危険から身を守り、不適切な情報に対応するとともに、情報モラルの理解が深まる取組を継続的に行っていく。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
12.インターネット上の人権問題	①	12-1-3	インターネットなどに関する情報モラル教育	児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育及び情報活用能力の向上に努める。	学校教育課	・情報モラル教育の推進	・情報教育支援員による学校支援（児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成、情報モラル教育の実施、教職員研修の実施等）を行い情報活用能力の向上に努めた。	・今後も情報教育支援員による学校支援（児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成、情報モラル教育の実施、教職員研修の実施等）を行い情報活用能力のさらなる向上を図る。
				性的少数者に対する理解を促進するための啓発に努め、自らの性自認・性的指向・悩みなどを周囲に打ち明けにくい環境を改善するとともに、相談窓口の周知及び相談体制の充実を図る。	男女共同参画推進課	・性的少数者に対する理解を深めるための啓発を行い、関係各課と連携し相談体制の充実を図る。	・男女共同参画社会基本計画に基づき、性的少数者（LGBT等）への社会的理解を深めるための啓発事業を実施した。	・今後も継続して実施する。
13.性的少数者の人権問題	①	13-1-1	性的少数者に対する啓発及び相談体制の充実		人権・同和対策課	・各種媒体を活用した啓発活動を実施するとともに、福岡県のパートナーシップ宣誓制度と連携した自治体サービスの提供拡充について検討を行う。	・福岡県のパートナーシップ宣誓制度と連携し、宣誓受領証の提示することで、婚姻関係同様に自治体サービスの一部を提供している。	・引き続きサービスを提供するとともに、新たなサービス提供の可能性について検討を行う。
					人権・同和対策課	・相談窓口の周知と、関係機関と連携した相談への対応の体制充実に努める。	・啓発冊子等にて相談窓口の周知を行った。	・相談はなかったが、的確に対応できるよう情報収集等を行う。
14.ホームレスの人の人権問題	①	14-1-1	ホームレスの人の人々に対する相談体制の充実	ホームレス状態の人が抱える問題を理解し、課題に対応できるよう相談体制の充実を図り、自立に向けた相談では、関係機関へ繋ぐなどの個々に応じた支援に努める。	社会福祉課	・関係部署や嘉麻市社会福祉協議会等と連携し、スムーズな相談対応の支援を行う。	・関係部署及び社会福祉協議会と連携し、相談体制の充実を図った。	・引続き関係部署及び社会福祉協議会と連携し、関係機関に繋ぐなど個々に応じたスムーズな支援に努める。
					人権・同和対策課	・各種媒体を活用した啓発活動を実施する。	・12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせて庁舎デジタルサイネージにポスターを投影し情報提供を行った。	・引き続き拉致問題に関する認識を深めてもらうための情報提供を行う。
15.北朝鮮被害者等による人権拉致問題	①	15-1-1	研修・啓発の推進	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」などの機会を活用し、人権侵害である拉致問題の関心と認識を深めていくため、ポスター・パネル展示などにより周知及び啓発を推進する。	人権・同和対策課	・各種媒体を活用した啓発活動を実施する。	・12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせて庁舎デジタルサイネージにポスターを投影し情報提供を行った。	・引き続き拉致問題に関する認識を深めてもらうための情報提供を行う。
		15-1-2		国が作成した拉致問題に関するアニメなどの教材の活用を周知し、児童生徒が拉致問題について理解し、拉致問題を人権問題として考えていくことができるよう啓発に努める。	学校教育課	・社会科、総合的な学習の時間等を活用し、啓発を行う。	・社会科、総合的な学習の時間等で、国が作成した拉致問題に関するアニメ等の教材を活用して、児童生徒等が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考えていくことができるよう啓発を実施した。	・今後も社会科、総合的な学習の時間等で、国が作成した拉致問題に関するアニメ等の教材を活用して、児童生徒等が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考えていくことができるようさらなる啓発に努める。
16.災害発生時の人権問題	①	16-1-1	災害時に備えた避難行動要支援者対策の推進と避難所における人権確保の取組	避難行動要支援者名簿や個別計画を作成、共有するなど、自主防災組織や各種機関と連携し、非常時に迅速に対応できる体制づくりに努める。 避難所においての人権侵害防止やプライバシーの確保など避難所運営マニュアルに沿って、あらゆる人権の視点に立った運営を行う。	防災対策課	・避難行動要支援者名簿の更新を行い、自主防災組織など関係団体に配布し、連携を図る。 ・避難所運営マニュアルに沿った避難所毎の研修を行い、人権の視点に立った運営に努める。	・令和7年度も避難行動要支援者名簿の配布を行い連携を図ることができた。 ・避難所毎に運営研修を行い、マニュアルに沿った運営の確認ができた。	・避難所運営は大きな問題もなく運営できている。今後も事前研修を行うことで、人権の視点に立った運営を行う。
		16-1-2	災害時に備えた支援と啓発	避難所では全ての利用者の人権の視点に立った、きめ細かな運営及び支援を行い、被災者に対する人権侵害や根拠のない風評などによる偏見を防止する啓発に努める。	男女共同参画推進課	・プライバシーの確保や人権侵害防止に配慮し、男女共同参画の視点に立ち、避難所を運営する。	・「男女共同参画の視点からの防災・災害対応について」をテーマとした職員研修（11月）を実施した。	・今後も継続して実施する。
					人権・同和対策課	・人権に配慮した避難所運営となるよう、関係課と情報共有を図り改善に取り組む。	・避難所開設において、人権的視点での問題となる点はなかった。	・引き続き人権の視点に立った避難所運営ができるよう関係課との情報共有と共通理解に努めている。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和7年度取組事項	令和7年度実績	成果と課題
16. 災害発生時の人権問題	①	16-1-3	災害時に備えた支援と体制づくり	避難行動要支援者名簿や個別計画の作成を行い、非常時に迅速に対応できる体制づくりに努める。また、一般の避難所での対応が困難である要配慮者を受け入れる福祉避難所の充実を図っていく。	高齢者介護課	・避難行動要支援者名簿を関係機関や地域の支援者に配布し、情報共有することで、地域全体で要支援者を見守る体制の構築を図る。避難所については、避難者のプライバシーが確保できるよう取り組み、職員と住民が一丸となり人権侵害防止に配慮した避難所運営に取り組む。	・避難行動要支援者名簿については、警察署、消防署、消防団、自主防災組織、行政区長、在宅介護支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に配布し、情報共有を図った。 ・個別計画については、在宅の要支援者全ての方を対象に作成を進めた。 ・避難所開設の際は、プライバシーの確保や被災者に対する人権侵害防止に配慮するよう努めた。	・避難行動要支援者名簿については、地域への情報提供に同意していただいた要支援者のみ記載しており、今後も同意していただける要支援が増えるよう、避難行動要支援者対策事業の啓発に取り組む必要がある。 ・個別計画については、計画の更新作業を進めていく必要がある。
					社会福祉課	・避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ配付し、災害等の非常時に迅速に対応できる体制整備を行い、避難所運営においては、プライバシー確保、人権侵害防止に留意し避難所運営にあたる。 ・福祉避難所の充実を検討し、一般避難所での対応が困難な要配慮者の対応についての協議を行う。	・避難行動要支援者名簿を警察、消防、民生委員、行政区、自主防災組織等の支援関係者に配付し、地域での災害時の支援と体制整備を行った。	・避難所運営においては、プライバシーの確保と人権侵害防止に留意するとともに、今後も、地域での支援や災害等の非常時に迅速に対応できる体制整備に努める。 ・引続き、一般避難所での対応が困難な要配慮者の支援についての協議を行い、福祉避難所の充実を検討する。